

令和2年第9回定例会  
(第2日目)

津別町議会会議録

令和2年第9回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和2年12月7日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和2年12月17日 午前10時00分

閉会日時 令和2年12月17日 午後4時32分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	千葉 誠	○
総 務 課 長	近野 幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川 波江	○
総務課長補佐	宮脇 史行	○	農業委員会事務局長	小泉 政敏	○
住民企画課長	森井 研児	○	農業委員会事務局次長	迫田 久	○
住民企画課長補佐	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局長	近野 幸彦	○
住民企画課長補佐	中橋 正典	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長	小野 淳子	○	監査委員事務局長	松木 幸次	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
産業振興課長	小泉 政敏	○			
産業振興課長補佐	迫田 久	○			
建 設 課 長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会 計 管 理 者	藤原 勝美	○			
総務課庶務係長	菅原文人	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松木 幸次	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	3番 村田 政義 4番 乃村 吉春
2			諸般の報告	
3			一般質問	
4	承認	12	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について)	
5	議案	74	津別町議会議員及び津別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	
6	〃	78	津別町総合計画の策定と運用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	75	津別町総合計画推進委員会設置条例の制定について	
8	〃	76	津別町病院施設整備基金条例の制定について	
9	〃	77	津別町表彰条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	79	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	80	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	81	津別町税外諸収入金の延滞金徴収条例及び津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	82	津別町一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	83	津別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	84	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	85	津別町地域公共交通活性化協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	86	津別町道路構造条例の一部を改正する条例の制定について	
18	〃	87	津別町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
19	〃	88	令和2年度津別町一般会計補正予算(第9号)について	
20	〃	89	令和2年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	
21	〃	90	令和2年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について	
22	〃	91	令和2年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	
23	〃	92	令和2年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	

日程	区分	番号	件名	顛末
24	議案	93	令和2年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について	
25	発議	5	津別町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
26	報告	14	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)	
27	〃	15	令和2年度定例監査の報告について	
28	〃	16	複合庁舎建設等調査特別委員会報告書(最終)について	
29	〃	17	例月出納検査の報告について(令和2年度8月分、9月分、10月分)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

3 番 村 田 政 義 君      4 番 乃 村 吉 春 君

の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松木幸次君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

議会の動向につきましては、昨日の報告後から本日までの状況について、第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告の順に従って順次質問を許します。

9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）　〔登壇〕　議長のお許しをいただきましたので、先の通告に従って一般質問を行います。

現在、津別町ではかつて住民ニーズによって建設されたさまざまな公共施設が老朽化し、それらの施設の改修や更新が行政課題となっていることは町長・教育長も認識されていることと思います。

町は平成29年3月に「津別町公共施設等総合管理計画」を策定し現状把握に努めながら、将来の公共施設のあり方を検討してこられたと考えています。私が考えますに、公共住宅については、住生活基本計画に基づき整備はほぼ終了し、インフラ系の道路、橋梁、上下水道については整備方針がそれぞれできていると思います。しかし、建物の公共施設については、老朽化率が100%近くに達していながら、まだ方針が定まっていないものがあると考えています。

そこで、今回は、具体的な施設名を挙げ、町長・教育長の考えを伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、給食センターについてであります。昭和53年の建設であり、建物の老朽化ばかりではなく衛生環境や労働環境等をかんがみても喫緊の課題と考えますが、どのような対応を考えているのか伺いたい。

次に、児童館についてであります。こちらは青少年会館として昭和44年に建設されたものですが、当初と現在の使用目的が異なっていることや、学童保育のニーズが高まっていることから手狭になり、現在2カ所で事業が運営され、効率面でも課題を抱えています。また、老朽化率も97.9%ということで長くは使えないと考えますが、今後の考え方を伺いたい。

次に、集会施設についてであります。集会施設の多くは老朽化が進み耐用年数を超えていて、改修や更新の必要に迫られています。今後、手を入れるにせよ、利用頻度や効率性を考え、自治会の統合、連携を含めた整理も必要だと思いますが、そのために使用される地域の方々の合意や理解が必要だと思えます。どのように考えているのか伺いたい。



次に、福祉施設の老人福祉寮について伺いたいと思います。福祉寮は部屋数を減らして内部改修をしたものの、建物本体は昭和44年の建設であり老朽化が進んでいます。担当課によりますと、入寮可能人員はニーズに対してほぼマッチしているとお聞きしておりますが、今後も残していかなければならない施策と考えています。複合化や委託という道もあるかと思いますが、今後について伺いたい。

最後になりますが、町は懸案の複合庁舎・消防庁舎を新たに建設し、現在コミュニティゾーンの整備に取りかかっています。今後も先にあげたもののほかに、小学校や中学校の改修、病院や特養の建て替えなど町として大きな財政措置が必要になる案件が控えています。町長は今後、先の質問の財源についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 佐藤君の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは、公共施設の老朽化について、一つ目のご質問についてお答えいたします。

給食センターは昭和53年建築で、42年が経過しております。耐用年数からも老朽化率は100%であり、小規模の修繕にて対応しながら使用している状況であります。衛生環境等につきましても、開設時から比べ、より厳しい内容を求められておりますが、備品や作業工程の見直しで対応しているところです。調理施設内の基本的な衛生環境の整備にはまとまった費用がかかることから、改築時に抜本的な整備を行うよう考えております。

また、老朽化に伴い、年々修繕が生じる箇所も増えることが想定され、議員ご指摘のとおり衛生環境や労働環境の整備には改築が喫緊の課題であると考えております。今後、運営方法を含めた基本的な施設の検討を進め、基本設計、実施設計、改築と進めてまいりたいと考えております。時期につきましては、町の財政状況も見ながらとなりますが、令和6年建設を目途に進めたいと考えております。

続きまして、二つ目の質問についてお答えいたします。

児童館は昭和44年建築で、51年が経過しておりますが、平成20年から23年にかけて外壁や屋上の改修、内装やカーペットの取り替え、トイレの改修等の大規模改修を

行い、その後も網戸やエアコンの設置をはじめ、小規模の営繕にて対応しながら使用している状況であります。

児童館の運営につきましては、平成 30 年 9 月に「新・放課後子ども総合プラン」の中で、共働き家庭等の児童の放課後の安心・安全な居場所の整備はもちろん、放課後児童クラブ（学童保育）と放課後子ども教室（アソビバ！つべつ）の連携あるいは一体的に実施する総合的な放課後対策の推進を検討する必要性が示されたところでした。本町におきましても、次代を担う人材の育成の観点から、放課後における多様な体験・活動の機会をどう充実させていくのか、来年度には内部協議はもちろん、福祉部局や子ども子育て会議、学校関係者と連携し、児童館の目指すべき方向を協議する必要がありますし、その中で、施設のあり方も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、教育長の答弁に続きまして、まず自治会集会施設についてでありますけれども、町内には 30 カ所ありまして、うち 9 カ所が町が所有し、21 カ所が自治会が所有しています。このほか、10 カ所ある寿の家は全て町の所有でありまして、老人クラブの活動だけではなく自治会の集会施設としても利用され、一部地域には集会施設と寿の家の両方があるところもあります。また、公共施設である町民会館、中央公民館、地域振興センターについても、その地域の自治会や老人クラブで利用されているところでした。

町が所有する施設の状況につきましては、最も新しいもので築 23 年、最も古いもので築 49 年が経過しており、平均では 38 年となっています。老人クラブの会員数や自治会戸数の減少により、施設建設時と様相が変化しており、ほとんど利用されていない施設も見受けられるようになってきています。こうしたことから、今後の施設管理につきましては、将来の利用を見極めながら維持補修を行うべきか検討するとともに、周辺の自治会や老人クラブの状況を聞き取りながら、統廃合についても協議をしていく考えであります。

次に、福祉寮についてですが、この施設は「使用者の適用性の発見につとめ快適な生活を助長し、使用者の福祉の向上を期すことを運営方針」といたしまして、昭和 50

年に向かって右側を、昭和 53 年に左側を建設したものであります。その後、平成 22 年に主にスプリンクラーの設置と、12 室を 8 室にする居住性を高める改修工事を行っております。

福祉寮はこれまで空室になることがなく、高齢化率の高い当町には今後とも必要な施設であります。寮母の確保が課題であり、今後、委託等の検討も必要と考えておりますけれども、使用料の見直しにも波及するようであれば慎重に検討を行わなければならないと考えております。

いずれにいたしましても改修工事を行って 10 年ですので、まだまだ使用可能な建物であると考えております。他の施設との複合化等につきましては、現在のところ検討は行っておりませんが、福祉関係者のさまざまな協議会の中で話題に上がってくることも想定されますが、町内の福祉環境の関連性を検討しながら議論すべきと考えております。

次に、今後も予定されます種々の建物建設の建設支援に対する財源対策についてですが、はっきりしている財源は、補助金と起債と基金の三つです。これまでも、これらを活用しながら古くなったものを建て替え、新たな需要のもとに必要なものを建設してきたところです。建物建設には「ハコモノ行政」という批判的な言葉が付きまといますが、持続可能なまちづくりに必要なものは、やはり建てていかなければならないと考えております。補助金と起債は希望すればいつでも幾らでも借りられるものではありませんので、日ごろから関係機関と協議しながら進めていくこととなります。また「市町村役場機能緊急保全事業債」のように、国において突然期限付きの制度がつくられる場合もありますことから、こうしたことに対応できるよう準備をしておくことが重要であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9 番、佐藤久哉君。

○9 番（佐藤久哉君）〔登壇〕 まず 1 点目の給食センターについて再質問させていただきます。

ご答弁いただいた中で、今後検討していくと。平成 6 年度の建設を目指したいということなんですけれども、この運営方法とか施設のあり方について、単純に給食センターが古くなったからポンと建て替えるというわけにはいかないと思います。まず、

どういった機関というか、形で検討されるのか、検討される母体となるものをどう考えているのか、例えば給食運営審議会で検討するのか、それとも関係者を集めた形でやって、例えば福祉ですとか子育てですとか、PTAですとか、そういった方を集めてやっていくのか。それから場所の問題ですけれども、最終的に新築になると思うのですけれども、いったい今の場所に建て替えるのか、また、それは運営方法にも関わってくるのですけれども、例えば高齢者給食等を一緒にやろうとした場合、かなり難しいとは思いますが、そうした場合、もっと町側に近い所、例えば社協と連携できるような場所に建てるということも考えられるのではないかと思います。そういうことにおきまして、考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） まず検討している組織でありますけれども、現在のところ給食運営委員会がございます。その他、どのような組織でという部分ですけれども、今のところ、これというものは未定であります。検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、給食センターのあり方ですけれども、まず複合型の学校給食センターも含めて検討をしてまいりたいと考えておりますので、情報収集をこれまでしてきているところであります。ただ従来型の単体の学校給食センターのメリット、デメリット、それから複合型の給食センターのメリット、デメリット等もありますので、そこら辺は慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 まず検討母体、検討する組織ですけれども、当然、素案をつくるわけですから何十人もいてつくるのは大変ですけれども、例えば給食運営審議会ばかりではなく、そこにオブザーバーとして、やっぱり関連する人たちを幾らか加えて、より広く意見を求めて素案づくりをしていただきたいなというふうに思っています。

今度建てれば、やはり40年、50年もたせていくことになると思うのですけれども、場所についても、今の所で建てて手狭でないのか、そして将来的な変革に対応できるのか、その件について、もし考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 組織の持ち方につきましては、議員のご指摘含めまして十分検討をさせていただきたいと考えております。

場所につきましては、これも今、小学校に隣接した給食センターとなっておりますが、やはり学校に隣接するのが望ましいだろうなどは思っておりますが、建設する施設の大きさ等も関係してきますので、そこら辺、十分に検討しなければならない課題であると認識しております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 二つ目の質問に移らせていただきます。

次に、児童館についてであります。今、2カ所で運営しているということは、やはり望ましい形ではないかと考えています。まず児童館の建物も青少年会館ということで、当時、学童保育という言葉がまだなかったのではないかなと思います。現在、果たしている児童館の役割というか、今、教育に対する考え方が大きく変化しております。昔は学校と家庭だけで、その間は、子どもは勝手に遊んでいろという時代だったのですけれども、だんだん教育というものをトータルで考えるようになって、放課後の子どもたちの保育であるとか、それから居場所をつくっていくということが教育行政の中で行われるようになってきました。私も実は9年間PTA会長をやっていたことがあるのですが、その間に子育てに関しては、家庭と学校ばかりではなく、行政との連携が必要だということで、いろいろな形で連合PTAですとか、それから社会教育の人たちと連携しながら、いろいろな子どもたちの居場所づくりというのをした覚えがあります。特に覚えがあるのが、親がやはり3世代同居というか、おじいちゃん、おばあちゃんと同居しなくなったので子育ての部分でわからないことがあると、そういうふうに親が困る状況になるので、親を教育するプログラムをみんなで勉強しようということで、親教育プログラムというのを明治大学の先生を呼んで福祉係と当時、小野係長だったと思いますが、合同で研修会をやった覚えがあります。そうした形で、地域が子どもを育てるんだという部分が非常に大きくなって、ウエイトを占めてまいりました。

そんな中で学童保育の必要性が高まって、児童数がどんどん減っているのに児童館

の利用者は増えていくという状況であります。

今、これからは地域全体、そして学校等こうした放課後保育のようなものが連携して子どもを育てていかなければいけない。そして家庭につないでいかなければいけないということで、コミュニティ・スクールのように地域と連携して、そして包括的な子育てをしていかなければいけないとなると、一層児童館の役割は重たくなっていくのかなと考えています。であれば、児童館の整備に対して、やはり今、考えなければ、今、方針を出さなければ、今後この建物を使って学童保育を行っていくのかどうか、そしてまた新たな場所を求めるのであれば、どういう形でやっていくのかということ、今、方針を決めて将来設計していかなければいけないと思います。今、使っている建物が急に壊れるということはないと思いますけれども、やはり先の方針を打ち出しておく必要があると思うので、そのことについて考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 児童館につきましては、平成 19 年度に放課後子どもプランが策定されました。そのことにより、共働き家庭等の児童に、放課後の遊びや、生活の場を提供し、健全育成を図るための学童保育が放課後児童クラブと名称を変えて運営してまいりました。一方で、放課後や休日における子どもたちの安心で安全な居場所として、緑の少年団ですとか、農業体験塾だいちですとか、自然文化教室をまとめて、地域の方々の参画を得てさまざまな体験活動を提供する放課後子ども教室、アソビバ！つべつを開始したという経緯があります。

また、平成 27 年の 4 月には、学校統合により本岐、活汲の児童クラブも津別児童クラブに統合となったことや、共働き家庭のニーズや学校統合により利用者が増えておりますけれども、体育室、集会室等に利用者を分散して、安全な運営に心掛けてまいったところであります。

また昨今、コロナ禍の中、最大利用時にあっても混雑を解消するために、十分なソーシャルディスタンスを確保できるように、バス待ち児童は小学校の図書室にて分散利用するという工夫を行っておりますが、これはあくまでも試験的な分散というふうと考えております。

議員ご指摘の放課後の多様な活動、体験のあり方でありますけれど、その点、児童館の今後の役割というものをしっかりと考えなければならない時期にあるというふうにも認識しております。したがって、先ほどの答弁でも申し上げましたが、しっかりと方針を持ちたいと。10年後の津別の子どもたちの放課後の活動の場のあり方というものについて、しっかりと検討していく必要があるというふうにも認識しております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 ちょっと質問がダブったような形になりましたけれども、私としては昭和44年建設の児童館ですから、やはりいずれは、これは壊していかなければいけないだろうと。その後新しく児童館を建てるのか、もしくは、ほかの施設を代替するのか、そういう話になってくると思いますけれども、やはりここで大事なものは、公共施設を公共施設等総合管理計画の中で40%減らしていくと、将来人口が4割減が見込まれているので、公共施設も減らしていくと。そうした考えの中で、なかなか単独の新設というのは難しいだろうと。であれば、既存の建物を使う。例えば学校のそばでなければ意味がないので、ニーズが減ってくるにしたがって集会施設を減らしていくという考えでいくと、例えば町民会館を児童館に切り替えるとか、公民館のどこか1室を使って児童館としていくとか、そうしたような何か新しいアイデアを今のうちから、いろいろと考えておいていただいて、そして、それが一体どの形が地域が子どもを育てるためにベストな選択なのかということも今後考えていただきたいなと思ひまして、質問させていただきました。

何か答弁があれば、お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 学校だけではなく、放課後の子どもたちの活動の場所、そこで、こういう子どもたちに育てたいから、こういう活動を仕組んでいく、そのためには、こういう場所が必要だろうと、こういう機能が必要だろうということになっていくと思います。それが新しい建物に、そういった機能をもたせてつくるのか、それとも今あるものを使って、例えば地域で、自分たちでつくった作物を料理して食べるという食育の部分を取り込むとしたら、今の町民会館の施設も使えますし、中央公民

館でもあるわけです。そういったものを使いながら、うまく活用していくことができるのか、そういったことも含めて、多様な方面から検討してまいりたいというふうに思います。

どういう子どもたちを育てたいのか、そのためには、どんな場所が必要なのかという観点から、来年度しっかりと内部協議、それから関係者と協議をして方針をつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 次の質問に移ります。

集会施設についてでありますけれども、集会施設については1970年代から1980年代中盤ぐらいまでで本当に老朽化が進んでいる、それからこの答弁にあるとおり、利用頻度も大きく変わってきていると。であれば、やはり考え方としては、今後、統合整理を考えなければならないというふうに思います。今のところ、その方針が出てきていないのですけれども、まず考えなければいけないのは、役場内部というか、行政の中で、そうしたデータを集めて統合、整理方針を出して、それを今度は利用者の方々とコンセンサスを取りにいかなければならないと思うのです。ですから今やらなきゃいけないのは、まず中で素案づくりというか、現状把握は公共施設等総合管理計画の中でできていると思いますので、そこから1歩踏み込んで、じゃあどうしようかという話を内部でまとめて、それを地域にぶつけていく必要があると思うのです。それでコンセンサスを得た上で、やはり整備方針というのを年次計画でつくっていかなければならないと。後から財政のところでもやろうと思っておりますけれども、やはり結構、集中してつくったものですから、もし更新ということになったら、また集中して更新しなければいけない建物が幾つもある中で、これも確か全部やれば3億円ぐらいのお金が掛かってしまうことだと思うので、できるだけ平準化ということを考えれば分散していかなければいけないですし、また、無駄使いしないように、きちんと話し合っただけで利用頻度を考えなければいけないと思います。その辺の進め方について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 整備方針、そういうものがあれば、非常にそこから計画に沿



ってやりやすくなるというふうに認識しているところでありますけれども、その前に、やっぱりその地域、地域で使われている、それぞれの事情がありまして、そこでの協議というのは、頻繁に使われているところとはやっておりませんが、こちら側から見て、この地域に二つあるので、これを一つに統合できないですかねとか、それとか相当古くなって、年に1回や2回の活用であれば、別な所でというようなことも、これまでも打診をしたり協議を続けているのですけれども、わかったというふうにはなかなかいっていない部分がありますので、そこはちょっと直接話をするのは担当になりますけれども、協議を進めながら方向性を見出していきたいなということで、今もそういうことは続けていますので、そうした中で組み立てていきたいなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 行き当たりばったりとは言いませんけど、やはり、その担当が、その時折、目についたというか、何か言われた時に、ついでに話をするとか、それから、あそこの所はどうだよねと話題に上がったからやるとかというのはなくて、やはりここは全体をきちんとつかまえて、そしてここの中で言い方は悪いですけども、これぐらいは減らさないと、やはり将来的に厳しいだろうという、ある程度のつかみをもって、そのためにはどうしなければいけないか、そういう考え方が私は必要なんじゃないかなと思います。ちょっと非情に聞こえるかもしれませんが、やはり財布には限りがあるわけですから、そうしてこれ全体で、これぐらいは減らしていかなくちゃいけない。だけど地域の事情をかんがみて、やはりこれだけ減らせないので、あと一つ、二つは残そうとか、そういうような判断を最初にして、またやっていくべきではないかなと思います。

それから町長の今のお話にもあったのですが、利用の形態によっても変わってくると思うのです。今、結構サロン活動、運動サロンですとかが盛んですから、スペースが必要な会館もあります。そうした人たちが単に縮小だとか統合で困ってしまうようなことがないように、そうした方たちの活動に対して、妨げにならないように対案を持っていきながら、コンセンサスを取って、全体計画を考えて、私はいろんなものを、それぞれ計画を持ってやらなければ、やはりお金がだんだん詰まってきたとき

に、できない、できないになってしまうのではないかとこのことを心配しています。ですから、こうしたものも計画を持って中期財政計画ですとか、そうしたものに反映できるような形をつくっていただければと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 例えば、一応いったん終了しましたけれども、集会施設等々の維持補修、特に屋根がひどい状態が続いていましたので、随分前からになりますけれども、今年はこのところの施設、来年はこのところということで、順次、屋根の塗装等を進めてきております。

それから中の備品も、だんだん高齢化するたびに、やはり椅子で会議をするとか、椅子で会合を持つということが主流になってきましたので、そういう備品類も毎年補充しながら、あるいは座るところからいすに変えていくというようなことも、これまでずっと続けてきています。それは要望が毎年、自治会要望をとっておりますので、そういう要望に沿って今、進めているところであります。中には公共施設、いわゆる町民会館とか中央公民館を使っただけの自治会活動をされているところもあるわけですが、自分たちの集会施設が欲しいという、そういう要望も個別なものをつくってほしいというものも出ているわけですが、そういうところについては、何とか今使っている所をそのまま使っただけでないかということでお話をさせてきていただいているところであります。そんなことで使える所は今使って、そして、やっぱり不要だなと、どうも使われていないなというところは、ないことはないという状況ですので、そこはまずそこから整理できるものであれば、合意を得て進めていきたいなということで考えております。

あと自治会連合会もありますので、そういったところとも協議をそういうテーマをもって、話を進めていくような形になっていくと思いますので、合意をつくりながら、そうすると計画自体が見やすく、つくりやすくなってまいりますので、そのような形で進めてまいりたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 今、自治会連合会の話も出ましたけれども、やはり集会施設を統合していくという中には、以前、村田議員が質問していたように自治

会の統合、連携ばかりでなく、統合についてもやはり踏み込んでいかなければいけないのかなというふうに思います。そうしたことをやれば、当然ながら1自治会に二つの施設があるということは普通ないので、施設もおのずと減ってくるのではないかと思います。

町長のお話の中にありました、集会施設の新設ということに関しては、実は、うちの自治会も長年要望していたのですけれども、どう見ても、今のいきさつですとか財政状況を考えて、これはかなわぬ望みだなということが内部の役員の中では話が出ております。確かに行政は望めば何でもやってくれるんじゃないかと、我慢するところは我慢して、みんなでいい町をつくっていかなければいけないので、望むものが全部できるとは思っていないのですが、そうした要望に対して、少しでも、じゃあこういう形でどうですかとか、例えば運動サロン活動をしたいので、お宅の集会施設では小さくて無理であれば、こういう所と共有をしませんかとか、曜日を変えての共用はどうですかとか、そうした形で話を進めていって、こうした集会施設の効率的な運用ができると思います。

例えば今おっしゃっていた、あまり使われていないような自治会のところに、結構一生懸命やるというか、頻繁にそうした活動をやっているところが使えるような形でもっていくとか、今後そうしたことを、今日は管理職の皆さんも聞いているので、ぜひできるところは見直しをしていただきたいなと考えますので、よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。福祉寮については、ご答弁にありましたとおり10年前に改修して私も見てまいりましたが、大変部屋は暖かくて使い勝手がよくなっていると思います。ただ、建物自体がいかんせん古いので耐震の心配等があるのかなと思います。そうしたことを含めて、いずれこれは更新しなければならないです。それは建て替えをするのかどうなのか、そうした方針を検討しておく必要があるのではないかなというふうに考えております。

1番のネックは、これは持ち出しが非常に多いと。今現在、入居をする方が払っている金額の倍以上が掛かっているというふうに思っているのですが、今後も財政が厳しくなった時に、そうしたことができるのかどうかということを考えると、今管

理人さんとかを置いてやっています。そうしたものを、例えばどこかの施設に付随して委託してやってもらおうと。例えば、今ケアハウスは横に増床分ということで土地が確保されているわけですが、そうしたところに福祉寮の部屋だけを付け足すと、あそこにはお風呂も食事施設もありますから、そして何人分か増えても、そこは効率的になるので、そうしたようなことを将来的に考えると、一例ですけれども、それ以外の福祉法人に委託していただくか、何かそういう方法を今から模索していくべきではないかなと考えますが、町長の考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 福祉寮ですけれども、議員がおっしゃいましたとおり平成 22 年に内部をほとんど全面改修みたいな形をとってやっています。ちょうど自分も 1 期目の時だったものですから、毎年、忘年会に呼ばれて交流会もあるわけですが、そういったときも含めてずっと意見交換をさせていただいてきたところですが、最初に行った時は部屋が狭くて、暖房施設も本当に昔のものでかなり寒い状態だったので、少し居住性を高めるのと、ご夫婦でも入れるような形ということで 2 室を 1 室に一部したりだとか、そういう形で進めてきたところでありまして、やはり需要が非常に高い施設であります。以前、白馬議員さんが議員をされていた時も同じように質問で、こういう福祉寮を増やしたらどうかというような一般質問を記憶しておりますけれども、今改修して 10 年ということになります。きっかけになったのは、その当時、ちょうど札幌でグループホームが焼けて、そして大変な状況になったということで、本来、津別の福祉寮というのはスプリンクラーを設置しなくてもいい施設なんですけれども、やはり安全性を見てスプリンクラーもこの際つけようということで対応してきたところでもあります。入ってご覧のとおり大分新しくなっておりますので、耐震を言われますと、あの施設もこの施設もとなってくるわけですが、よほど大きな巨大な地震がない限りは、ほかの施設も含めて十分今使える状態ですので、当面、ここを運営していきたいなと思っています。

さらに類似の施設をつくるべきかどうかという部分については、これはさまざま福祉関係の会議の中でも将来構想等々、介護保険計画やいろんな計画がありますけれども、そういう中でも議論がされておりますので、方向性が見えてくれば、またそこに

集中的に協議をして、そして建設すべきか、あるいは民間でそういったものがこれから新しくできるときに何かセットとしてできないのかどうかということも含めて、今明確にこうしますということは言えませんが、皆さん地域の福祉環境というのは承知している人たちがたくさんの方におられますので、そこから出てくる専門的な知見等も含めて、いずれ検討していく形になるかなと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 最後の質問ですけれども、実は私の聞き方が悪かったのか、ご答弁いただいたのが複合庁舎、消防庁舎とか先に書いた部分の財源についてお答えいただいたのですけれども、複合庁舎や消防庁舎、それからコミュニティゾーンについては、財源等はお聞きしております。むしろコミュニティゾーンで令和3、令和4年には大きな起債が発生する。それから今、小学校の大規模改修、これも令和3年、令和4年で大きな起債が起きるということで、やはり起債をたくさん借りるときに、当然、学校の場合は関係ないですけれども過疎債の枠というのがあると思うので、例えば、それぞれ大きな事業がまずはめ込まれて、例えばこれから10年の中で、どこで大きく過疎債が使われるかということがわかれば、その空いたところにこれからの公共施設の整備をはめ込んでいく形、要するに公共施設の維持管理が平準化するようにしていかなければいけないというふうに思います。更新を含めた公共施設に対する投資が公共施設、建物の公共施設に対する投資が平準化するようにするためには、そうした大きな財源が必要となるものの合間を縫った年度にはめ込んでいくべきだと思いますので、ここのお金がどのくらいかかるかということをお聞きしたかったのですけれども、例えば1番の給食センターであれば令和6年度ということ、これですと幾らくらいかかるんですか、児童館は今のところ建て直す必要はないですけれども、集会施設については今後更新で、どのくらいのお金が掛かっていくんですか、その財源はどこに求めるのですかというようなことをお聞きしたかったのですけれども、今ご答弁できるようでしたらいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 当然、平準化していくために、何でもかんでも借りれば良いという話にはなりませんので、それは当然、まず個別の事業、いつやるかは別にして、

例えば給食センターにはこれだけ掛かる、補助金がこれだけ入ってきて、求める起債はこれで、そしてそれに学校のほうの起債にも交付税措置がされますので、それは義務教育債ということで何%入ってくるかだとか、そういうものが個別に一つずつあって、年度にこれをこう入れると償還計画はこういうふうになっていくと。それにさまざま入れていくと、これを先にこっちに入れておいたほうがいいなということだとか、それは常に検討を進めているところです。

今、予定されている、教育長のほうから給食センターについては令和6年を予定したいということでありまして、そのようにも考えております。ということは、1年前の令和5年に設計に入るとい形になってきます。少なくとも令和4年ぐらいからは協議が始まっていくということになるかと思っておりますけれども、現時点では6億円を想定しています。それに対して国庫補助が2億円入ると。そして残り4億円が一般財源ですけれども、そのうち3億6,000万円は過疎債を想定しているというようなことで、それぞれ計画しています。

来年行おうとしているのが津別小学校の長寿命化計画ですけれども、これは5億円ということになりますので、それに対する補助金だとか、これも過疎債も適用されてきますので、そういったことだとか、あるいは図書館関係の複合施設でいけば、先に説明会等々でも言っていました金額でいけば、12億6,400万円ぐらいですので、それに対して起債がどの程度になるだろうとか、まだ確定していませんけれども想定額の話ですけれども。それから仮に、特養の建て替えが入ってくれば、建設支援ということで、どの程度になるかというのはまだ額としては言えませんけれども、それに対しても過疎債が借りられますので、支援金として支援するときも、そういったものも活用していきたいというふうに思いますし、病院についても、この後議案を出させていただきますけれども、とりあえずお金を貯めるだけは貯めておこうという考えですけれども、これも建て方によっていろいろ起債の借り入れができますので、そういう1番町として負担の少ないもの、それを充てながらやっていこうかなと考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 今ご答弁いただいたことが多分返ってくると思っただけですけれども、実は聞きたかったのはそれ以外のところだったのですが、ちょっと

かみ合わないので次へ行きたいと思いますが、今の公共施設の維持費がインフラや施設含めて大体年間8億円ぐらいかかっていると思います。建物の維持管理で5億6,000万円ぐらいかかっているわけですが、今後、人口が2030年には3,400人くらい、それから2035年に2,922人になると、国立社会保障・人口問題研究所のデータで出ております。であれば、この時点で、現人口に対して65%ぐらいになってしまうので、であれば公共施設の建物をやはり4割減という、公共施設等総合管理計画の目標値に近づけていかなければならない。であれば、そうしたものの整備というか、縮小計画、縮小と言う言い方は悪いですが、そうしたものの整備計画も2035年にそれを到達するのであれば、もう考えていかなければいけないと思うのです。そうした維持費等を減らしていく、8億円をどう減らしてやっていくかということは、やはりこれからの行政課題になってくると思うのですけれども、そうしたものを進めていくような形をどう考えていらっしゃるか、考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 例えば庁舎も、これから出来上がる場所ですけれども、使用期間が50年なんていうことにはならないです。まだまだ延びると思います。ですから今建てて、70年なり80年になった時には、もうそういうものの起債の返還というのは、とっくの昔に終了していますし、今しばらくの間、人口が確保できる間に、そして資金もそれなりに積み立ててきている部分の中において、今できることはやっていくということを進めています。

庁舎の建設なんかはいい例ですけれども、この建物全部、議事堂も含めて、役場庁舎と議事堂と、それからかつてあった第2庁舎ということで社会福祉協議会が入っていた所、今は農協が建っていますけれども、それから林業研修会館だとか、建物全部、現在のものを壊してしまっていますけれども、そこも含めてなくなって、そして今の新庁舎に移っていった場合、面積もぐっと減ってきているのです。ですから、もうそういうところでも少なくとも面積の縮小化というのは進めていますし、それから公営住宅等々も除却をどんどん進めていって、そして使えないものは人口にあわせて除却を進めていますし、かなり進んでいる状況だと思います。ですから本当に必要なものというの、それから活用できるものというのを総合管理計画に理念がずっと書いて

ありますので、そして公共施設についてはこうです、それから何々施設についてはこうですと個別にありますので、それに基づいて予算編成をし、夏にいつも行います主要事業の協議の中で進めていこうというふうに考えていますし、現実に主要事業を協議する時に、来年何するということほかに、公共施設等維持補修、それから機器更新計画というのを必ず出してもらっています。その中で何年に、例えば今、老朽化した施設が中心のお話ですけれども、大型の建設機械だとか、それから、これから光ファイバーの更新だとかさまざまなことがこれから出てきますので、トラックの入れ替えにしてもかつてのように申請すれば補助金が3分の2出るという状況ではなくなってきていますので、今年申請して3年後ぐらいにようやく確保できるかなとか、そんな時代になってきていますので、それらも含めてバスの問題もありますし、機械類それから建物類、これらを含めて毎年予算編成の中で眺めながら、これは今年は無理だとか、2年後にしていこうだとか、計画は出されていますから、例えばトラックの更新計画、これをちょっと1年ずらしていただくとか2年ずらしていただくとか、そのやり繰りをしながら予算編成をしておりますので、基本となる総合基本計画をしっかりと頭に入れながら、進めていっておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 町長の頭の中には、多分向こう10年ぐらいの何をどうして、お金がどのぐらい掛かるというものが入っていると思います。それが入っていないならば逆に町長なんてできないのではないかなというふうに思っておりますので、そこのところは私も信頼しておりますけれども、ちょっと公共施設に関して言えば、今回の複合商業施設の関係で民営民設だったものが、主体が町になるということで、であれば公共建築物になるということで、私も聞かされたのが、町は公共建築物を減らしていかなければいけないのに、また公共建築物を建てるのかというお話がありました。私は、必要なものなら別に建てても構わないと思っています。

先ほど来、お話ししているように、問題は更新費もちろんですけど維持管理費だと思うのです。これが将来的に重くのしかかってくるということであれば、私は延べ床面積を4割減らさなくてもいいと思っています。延べ床面積は、増えるというのはちょっと考えられないですけど、4割減らなくても維持管理費が4割減れば町として



はいいのではないかなど。逆に維持管理費を4割減らして有効に使える床面積が減らないのであれば、これに越したことはないわけでありますから、やはり建物よりもお金のコントロールをしていくのが大事なのではないかなどというふうに思っております。

またその中で、町長からお聞きしました大型事業以外に、その隙間を埋めるようにこうしたもののお金を平準化して使っていく、そのためには、やはり計画が必要ではないかなど思っております。

それと最後になりますが、あくまでもこうしたものを計画していく時に、議会ばかりではなく、町民との意思疎通、町民とのコンセンサスもきちっととって、こうした事業を進めていただきたいということで、私からのお願いですので、答弁があればお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 最後のコンセンサスというのが簡単なようで難しい内容です。何も情報を提供していないという状態ではないのですけれども、いろんな冊子も含めて、それから広報も使ったりとか、まちづくり懇談会をやったりとか、個別のそういう話し合いをもったりとか、さまざまな形でやっているのですけれども、それでじゃあどこまでやれば合意が得られるのかということは非常に極めて難しい話であると思っています。ただ、今やっていること以外にも何かあるのであれば、それはまた提案もいただきながら進めてまいりたいと思いますけれども、常々やはり町民には、やっていることをわかっていただきたいとか、そういう思いを持って発信しているつもりでありますけれども、やはりうまくやってよというような声は時々聞かれます。それが、中身がよくわかってくると「それはいいね」と言ってくれる場合もありますし、「そこまではいらんんじゃないの」とか、それはまた年代層によっても随分変わってきます。そういうのもまた受け止めながら、議会とも議論を重ねながら、必要な部分については進めていくという形をとっていきたいと思いますので、何かアイデア等があればまた提案していただければありがたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前11時00分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、1 番、篠原真稚子さん。

○1 番（篠原真稚子さん） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件につきお尋ねします。

防災に関してです。住民の安心・安全を守るために、災害時における情報は、より早く正確に平等に伝わらなければならないと思います。その伝達方法についてお尋ねします。

二つ目は、去る 9 月 7 日の道新に報道された、避難所での新型コロナウイルス感染防止に必要なマスク・消毒液・間仕切り・段ボール等の 4 品目ともに不足している自治体として、津別町が出されており、改善に向かっているとは思いますが、非常に大きな見出しで、しかも網走管内の中の全部じゃなくて何町かの中の最初に印象的にトップに津別町というのがあったので、今の状況と、今後どのようにそういうものに対応していくのかということをお尋ねしたいと思います。

今年の町政方針の中で防災に関する記述では、自治会防災訓練での体験を踏まえ、引き続き、自治会連合会等との協議を行いながら、訓練や研修の実施について取り組んでいきたいというふうになっております。今年は計画したことが現状のコロナ等でできなかったのかもしれませんが、どのようなことを計画し、それを年次的にとか、あるいは定期的にこれだけはやっていきたいというような研修等があればあわせてお聞きしたいと思います。

4 番目には、以前に聞いたこともあるかなと思いましたが、学校における防災教育等で、やっぱり常に防災に対する意識を高めるためには、やはり子どもの時からというようなことで、最近、災害というか暴風雨、川の氾濫等による大きな災害が出て、その地域では、初めてその町が災害によって有名になったというようなことがあって、その後、災害の何々町と言われるのではなく、災害に特化した町づくりをしたいということで、子どもたち全員にタイムラインをつくらせて、川の氾濫等の水害に対応しているという記事を見て、私たちの所は本当に大きな非難をしていかなければならな

いような災害は頻繁にということではないのですが、気候変動による災害はこれからも起こり得ると思いますので、やはり子どもの時から、そういうものに備えるという意識が大切じゃないかと思いますので、学校の現場それから小学生とか中学生とか、高校は管理していないかもしれませんが、それぞれの年代に応じて方針等も違い、文科省何かでも防災教育に対してのいろんなマニュアル等も出ているのではないかと思いますので、現状津別における子どもたちに対する訓練や教育について、お尋ねしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して、理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、防災行政につきましてお答え申し上げます。

はじめに、災害発生時における町民の皆さんへの情報伝達方法についてですが、現在、町のホームページやSNS「ささえねつつべつ」など、インターネットを活用したものと、広報車の巡回により周知する方法をとっています。広報車によるものは、聞き取りにくいと本町のみならず他町村でも同様の声があると聞いておりますけれども、今後、能力アップしたスピーカーへの取り換えや、構造上津別市街地のみが対象になりますけれども、消防サイレン施設から言葉による周知も行う考えであります。

また来年度において、電話、メール、ライン等複数の伝達手段に一斉配信できるシステムを導入する予定でありまして、災害時のみならず、その他の用途にも有効活用していきたいと考えております。

次に、避難所での新型コロナウイルス感染症に対応した備蓄状況についてですが、議員も参加されておりました先の「まちづくり懇談会」で説明しましたとおり、新聞報道時に不足となっていました品目も、その後、随時購入を進めてきたところで、現在、マスクは2万2,400枚、消毒液は18リットル缶43缶、さらに注文が殺到していた間仕切りを兼ねた避難所用テント100張と簡易ベッド100台の納入を終えたところであります。

次に、避難訓練、研修会等の開催についてですが、昨年度は自治会の協力を得て避

難所に移動する防災訓練を行い、今年度は職員向けの情報伝達訓練を実施したところ  
です。また、担当者においても他町村の訓練や研修に参加をいたしまして、さまざま  
なことを学んできたことから、今後、網走气象台などの協力も得ながら、自治会とと  
もにレベルアップした訓練、研修会を企画したいと考えておりますので、よろしくお  
願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは四つ目のご質問についてお答えいたします。

このたびの学習指導要領の改訂におきまして、総則に「災害等乗り越えて次代の  
社会を形成する資質・能力を育むこと」が示されたことから、防災教育の推進が今  
日的な課題であると認識しております。

本町の小中学校におきましては、2011年3月11日の東日本大震災や2016年4月14  
日の熊本地震、2018年9月6日の北海道胆振東部地震、さらには国内各地で多発する  
台風や集中豪雨による風水害が発生し、被害が激甚化していることを念頭に置き、春・  
秋の火災や地震を想定した避難訓練にあわせて、事前・事後の学習に、地震や津波、  
大雨や台風による風水害についての理解を深め、災害の危険性が高まったときや災害  
発生時の行動について考え、備えるための防災に関する教育活動を実施しております。

いざという時に役立つように、小学校では保護者の協力のもと、地震や暴風雪等の  
災害発生時における保護者への引き渡し訓練を実施しておりますし、中学校では本年  
度、網走气象台職員による出前講座を計画するなど、本年度は特に限られた授業時数  
の中ではありますが、自分の身は自分で守る行動をとることができることを目標に避  
難訓練や防災に関する指導の充実に努めております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] ただいま答弁をいただきました伝達の方法と  
いうことで、次に向けての計画等もお話されたわけですが、今回の災害ではない  
と言われている断水の時の伝達方法についても、いろいろな声をお聞きしました。行  
政報告の中でも、どうであったのかとお尋ねしたのですが、ささえねつとを始め  
る時、サービスを開始する時にはいろんなところでこういうのがありますというよう

なお知らせがあったかと思うのですが、ちょっと最近、ささえねつとがあるというように薄らいでいるように思いました。聞いている範囲では「それ何」というふうな声を随分聞いたので、「こんなふうにしたら、できますよ」と話をしたのですが、今回のことに対して言えば、広報車ではわからないという話もあったのですが、やはり広報車ではなかなか難しいということと、それから自治会長さんにも同時であったのかどうなのかなと疑問がちょっと残りました。

それと現実には、水を使う商売をしている人なんかは、食堂等については、ちょうどお昼の時間帯になっていたのでは、そこも1、2聞いてみたのですが、役場からというのはどうなのか、どこから聞いてもいいといえればそれまでなのですが、全然来なかったというようなことで、知り合いの人から聞いて、何とかお昼の営業時間帯には間に合ったという声を聞いたりさまざまであったのですが、やはりバラバラじゃなく、できれば瞬時に、その情報が必要なところには余り時間差のないような、そういうふうなことで、災害がなくても営業している方には大変な損失を与えることになるだろうと思いますので、そこら辺のところは丁寧にさせていただきたいと思えます。

すごくよかったのは、要支援というかそういう名簿が使われたのか、ヘルパーさんが訪問されている所のそういうようなものを使われたのかどうかはわかりませんが、まだ何も公の情報がわからないうちに、もうすぐお水を運んでもらって、その方は非常に素早い対応で喜ばれていました。そういうこととかがいろいろあって、災害ではないですが、今一部お聞きしましたが、どんなふうに今回の伝達はされたのかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（齊藤尚幸君） 今回の断水の際であったのですが、こちらにつきましては、ちょっと判断から周知、実際に断水するまでの時間が短かったということもありまして、まず優先したのは広報車ということでありました。ただ実際問題なんですけれども、ちょっと時期的に、例えば夏、皆様のご自宅の窓が開いている時期とはちょっと異なりまして、閉め切った状態になってしまうと、なかなかご自宅のほうに伝わらなかったのかなとは思えます。

続きまして、自治会長の皆さまに連絡という話であったのですけれども、ちょっとこちらのほうは頭が回らなくて連絡が遅くなってしまったということは事実で、こちらは反省点としてとらえております。

あと、水を使う商売の方という話だったのですけれども、こちらのほうについても、ちょっと判断が遅くなってしまったことは間違いないことだと思っております。

病院等には先に連絡は入れたのですが、実際、水を使って商売をされている方、食堂等の方についてなんですけれども、こちらの方については連絡というのは、かなり遅くなってしまったのか、もしくはできていなかったということは反省点としてあげられていると思いますので、今後に生かしていこうかなと考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 私が聞いたところは、ちょっと遅れていたということで、これはどうこうということではなくて、どんな場合でも、やはりどこが1番ということではない。本当はみんなが1番にならなきゃいけないのですが、それはいろいろ難しい面もあろうかと思っておりますので、その時の判断で、より優先するとか、きちっとしたものをつくられていないと、つくられていても慌ててしまうとなかなか思うとおりにいかないということがあるのではないかと思いますので、きちっと今回の今言われたようなところ、やっぱりそれぞれに来なかったとか、気づかなかつたとか、あるいは達美のほうは水が出ていたらしいのです。だから翌日まで断水に気づかなかつたというような、そういう人もいるぐらいなので、さまざまなんだなというふうに思いますが、水はやっぱりライフラインでも最も重要なものの一つであるということですから、災害だとか事故、場合によっては断水等もあわせて丁寧な周知、伝達というのが必要じゃないかと思いました。

もう一方では、今答弁の後半にありましたが、電話、メール、LINE等ということで、LINEでする世代もあります。メールとかLINEとかは、比較的年齢層がとかいろいろ出ると、高いほうになるけれども、逆にこの間テレビで見たのですが、テレビであれだけコロナの報道がされているのに、若い人は全然見ていないんじゃないか、テレビを見ないんじゃないかという解説者がいたり、関心がないから若い層がどんどんどんどん増えているというようなことを言っていたので、若い人ってテレビ

を見ないのかなというふうなことも気づきました。

今回、テレビでも断水の報道をされて、それを見たという人もいて、本当に情報を受け入れるほうもさまざまであります。

この電話というのは、具体的に答弁にありました、どのような方法の電話なのか教えてください。

○議長（鹿中順一君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（宮脇史行君） 来年度入れる予定の伝達の方法なのですが、LINE、メール、電話、FAX、何種類かありまして、それ全てに登録していただくと一斉に配信されるシステムになっております。

ただ全部を入れると結構値段もしますので、年代にあわせて、今議員が言われましたように、若い世代は、例えばLINE、あとはメール、あと高齢の方ですと、そういうものを持たない方もいらっしゃるので、一応今電話ということを考えていますが、登録していただくと、役場のほうでそういう内容を流すと家庭に電話が行くようになっているので、高齢の方も電話をとって確認できるというような内容になっております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 防災のいろんな計画の中にも、ちょっと見切れなかったのですが、町の伝達方法も、きちっと事細かく記されているものが項目にあったのであるのだろうと思いますけども、今やっぱり世代間で受け入れるというのが違うので、何がこれを一斉に周知するときに、自分はどのような方法でその情報を入手するのかというようなところをきちっとわかるように、私はこれ、私はこれということが準備できるように、そして、そういう災害とかの情報は自分できちっと入手できるというふうなこともあわせて町民にお願いをするというようなことが私はいいんじゃないかと思うのです。これだけのメニューがあったら、あなたはどれを選びますかみたいなふうにして呼びかけて、私は電話とか、メールだとか、いろんな方法を選択してもらって登録できるようにすると、より速くというか時間差がないような感じで情報を得られるのではないかと思いますので、工夫をして伝達方法については通知をしていただきたいと思います。

伝達方法というのはよそには防災無線もあるけど、非常に高価なもので、そこまでできるのかどうかわかりませんが、全てこれが必要というものが用意できればいいとは思いますが、それは先ほど来いろいろ言っている町の財政というようなこともありますので、その範囲でできる最大限のことを、これからも研究をしていただければと思いますので、伝達方法についてはこれで終わりたいと思います。

二つ目の、現在は基準のものが揃っているということで、これは新聞の記事がどうなのかわかりませんが、人口割にしてどれだけのものが用意されているというふうな間で、その数が、例えば津別町ですとマスクは例えばで数字は少なく言いますが1,000枚なら1,000枚、それが800枚だったとか、消毒液が何缶で何ぼだったということで、この調査は8月末の時点というふうには出ていました。

ですけども、これだけ大きな見出しで出ますと、さっき町長は、まちづくり懇談会の時に私も聞いていましたし、その都度、何と言うかコロナ対策の中でもマスクをまた幾ら買うということがわかっていたものの、やはりちょっと衝撃的な記事であったので、もしご心配な方がいらっしゃれば、今は十分満たされていますよというようなことを周知するのめどうかというのもいろいろあるかと思いますが、何らかのコロナ対策の中の、いろんなページがたくさんあるみたいなのですが、その中で先日の調査ではこういう状況であったんだけどというようなことをすることは、私は丁寧で、あったほうがいいのではないかとこのように思います。

まちづくり懇談会で来ていた人にその時に話を十分わかったというふうに思っているかもしれませんが、来た人がそんなにたくさん数ではなかったというふうに思います。全体から見れば133人で、こういう時期で昼夜関わらず出てこられたということであれば、それはそれなりにという気はしますが、それは町のいろんなことに関心が高いという方だったのだらうと思います。そうでなくても、やっぱりこういう記事を読んで不安に思う人もいるのかもしれないということであれば、やっぱり、いろんなところにアンテナを巡らせて、町民の不安みたいなのはできるだけ取り除いていくということも私は必要ではないかと思いましたが、もう数カ月経過して現状については、不足はないということですので、このことに対してはないのですが、やっぱり町のいろんな記事が最近道新等によく出ます。関心を持って



読んでいる方もいっぱいいらっしゃいますので、そういうところに一つ目を配っていただきたいというのがこの質問をした趣旨ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次の3番目の訓練や研修のことについてですが、やっぱり大きな災害があるたびに、町もいろんな工夫をしながらいろんなものをつくり上げてきています。防災に関するメニューもたくさんある部分があって、本当に数えきれないということはないのですが、この時期にはこういうものを策定するというので地域防災計画から始まって、そして避難所運営だとか自主防災組織もできたりとか、いろんなことがたくさんできています。ここ1、2年でも増えたのがあったり、改定されたものもたくさんあるのですが、災害の少ない地域で生活していると、なかなか自分ごととして捉えづらいというのが本音じゃないかと思っています。ですから何かあった時にすぐできなくても、防災の日というのがあるんだから、その時を目指して何か行動ができるというか、大がかりなことではなくてもいいので何か防災の日はそういうことに関心を持つ日ということで、わざわざ決められているわけですから、新たに設定しないで、毎回固定的にやれば、今年の防災の日は行けなかったけど来年は行ってみて、町のいろんな防災計画の一つでも覚えてこようとか、伝達の方法を覚えるとか、そういうことでも研修になったりするのではないかと思います。意識は温度差がいっぱいありますので、当日の参加人員がどうこうということあまり気にせず、そして1人でも多くの人に防災意識を高めてもらうというような運動をしていただきたいと思います。

去年のこととか、今年の伝達の方法というのも今回研修をされたということなんです、その結果、ちょっと伝達訓練をしたのだとすると、あまり断水の時は結果が生かされなくて残念だなと、終わったのかどうかはわかりませんが、これからのことも含めて答えられたのかどうかはわかりませんが、伝達というのは、どこに視点を置かれているのかということもあるので何とも言えませんが、私たちは庁舎内の伝達の方法を職員間で勉強したのか、あるいは、それは私たちの生活にそく影響してくる、将来的に影響してくるということなので、やっぱり学んだものを生かせるような研修の方法にしていただきたいと思いますので、職員研修だったのかもし

れませんけども、伝達とはどんなふうなことかと、あるいは町民に向けてどんなふうにしていくのかということ、さっきとダブっちゃいますけども、もう一つ、自治会のもあったのですが、やはり先日、自治会長にもっと手伝ってもらったらどうかというお話も以前出たかと思しますので、そこら辺との関係性というかが、これからもやりますと言えばそれで終わってしまうのですが、そんなふうなことや何か断水によって何か感じ取ったことがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 3点ずっと続いてまいりましたけれども、伝達方法については、新しいシステムをとろうと思っておりますけれども、今回またLINEも加えようということなんですけれども、これをとったからといって必ずしも伝わるというものでもなくて、読まない人もいるわけです。なかなか既読にならないという方たちも当然いるわけですが、それでも拡大することによって、少しでも伝わるような形をとっていききたいなと思っております。

今回の断水を通じて、ささえねっとの登録がまた一段と増えてたりしています。それでまた改めて気づきがあったのだと思っておりますけれども、そういう形で、今回の断水のことであって、そういう動きもあったということです。

給水何かについても、広報車がなかなか聞き取りづらいというのは、これは本当に町村長が集まると、あちこちの町村長はみんな言われるんだという話をされるのですが、中には、やっぱり聞き取りづらいから、外に出てしっかり聞く人と、それから何かわからんぞと後でお叱りをする人と、さまざまおられるわけですが、できれば何か走っているということになれば、何を言っているのかということをやっと窓を開けていただいたりとか、1歩外に出てもらって状況を確認していただくということも、ぜひ町民の方をお願いしたいなと思うところです。

それから新聞報道いろいろあったのですが、新聞のほうの基準というのがどういうふうになっているのかがよくわからないので、こうなるのという感じで受け取っていましたが、例えば段ボールベッドは何個あればいいのかというのは、その基準もちょっとよくわからないのですが、不足している町ということになりましたけれども、こちらのほうは段ボールベッドではなくて、やはりコロナというこ

とを考えると、ずっとビニールを貼り巡らせるというやり方ではなくて、テントのほうがむしろいいのではないかということで、そちらを選択して発注を大分前にしていたのですが、なかなか皆さん、そういうものを早く欲しいということで、製造する側が追いつかなくて、手に入らないという状況が続いていましたけれども、これもようやく手に入ったということですので、必要なものは役場のほうできちんと対応していていますので、情報に、何というか、こういう記事が出たからということでそうなんだということではなくて、対応はしっかりしているということで、近くの方がおりましたらお伝えいただければ大変ありがたいなと思います。

それから避難所の訓練だとか研修会の訓練、これは本当に、津別町はまだまだだなという認識をもっていますので、来年以降、またやり方がこういうコロナの状況が相変わらず同じような状態が続くのであれば、またやり方をちょっと検討しないとならないと思いますけれども、例えば図上訓練をするにしても、大分距離を空けてやらなくちゃならないような状況になると思いますけれども、やはりそれに町民がこぞって全部集まるということはありませんけれども、そういう訓練を受けた職員だとか、それから自治会の代表される方たちが、そういうことを知っていることによって動きが非常に取りやすくなって来るだろうと思いますので、そういう研修会等々を来年しっかり進めていきたいと思っておりますし、气象台の台長も時々見えられますけれども、網走の開発建設部、そういったところも含めて、いつでも呼んでくださいと、講師になりますのでということではなっておりますので、そういう専門性を持った方に来ていただいて、また皆さんと自治会の中心になる人たちとも話をし、さまざまなこと、これからも進めてまいりたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] 訓練だとか研修ということで、お答えいただくのがちょっと前後になってしまったかと思っておりますけれども、計画されていることは実施できることによって、より安心感が高まるのではないかと思いますので、今答弁されたようなことを踏まえて来年度に向かっていただきたいと思います。

あと教育というのは学校だけではなく、地域全体にということもあるのですが、今、地域でやれる研修方法について町長のほうから答弁いただきました。教育長のほ

うには今、学校の状況等、これから実施したいことなど話していただければありがたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 学校教育の中でということだと承りましたが、先ほども述べましたが、今後、防災教育というものは今日的な課題というふうに認識しております。減災ですとか防災に関する知識や、自分の安全を確保する主体的な行動、地域社会への貢献などについて、子どもたちが、そして地域の人たちとともに実践的に学ぶことができるようになればいいなと考えております。

ただ現実として、学校の授業時数も限られておりますし、教職員の働き方を見直すことも今日的な課題の一つであります。

コミュニティ・スクールの活動ですとか、コミュニティ・スクールの核となります学校運営協議会でも、防災について話題とするなど、学校と地域の連携共同を一層深めながら、この地域においても過去の災害の履歴ですとか、対応の経験のある方がたくさんいらっしゃるのではないかと思います。そういった知恵を子どもたちに確実に受け継ぐことができるように、今後、町の防災担当の部署や防災関係機関と連携して、細く長く継続する実践的な防災教育を充実させていきたいというふうに考えております。

地域の将来を担う子どもたちですので、自分の命を守り、災害に強いまちづくりにつなげていければと考えております。

また、学校教育以外の学習の場面ですけれども、社会教育のアソビバ！つべつの中で、防災活動を取り入れて実践してみました。学校教育と両輪の社会教育の中で、そういった体験活動も今後ますます工夫していきたいなと思います。段ボールベッドを組み立てたり、ハイゼックスの袋を使って炊飯をしたり、そんな活動も取り入れております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今されていることについて、お話がありました。

小学校も安全を確保するための教育というようなことと、児童や生徒1人1人の防災意識を高めることが大切というふうに書いて、あまりスローガンみたいなことで具体的にはまだ細かなものが学校現場に残されているのかなと思いますけども、やはり小学校は小学校、中学校は中学校で防災教育として学んだことというのは、きっと大人になっても忘れないのではないかと思います。どこに行っても津別町でこういう学びをしたというようなことが、子どものどこかに残るようなというか、そういうことができる、さらに町に対する思いというか、そのことが町を誇りに思うとか、そういうことにもつながっていくのではないかと思いますので、工夫をしていただきたいと思います。

学校の今の実情といってもなかなか新たに防災教育だけを週に何時間なんてとても無理だと思いますし、きちっとカリキュラムに入れて実施するというのもいろんな意味からも難しいかなと思いますけども、わずかな時間でもちょっとできるようなこととか、そういう工夫ができればありがたいと思いますので、検討していただければと思います。

何かまだありましたら、またいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 短い時間の積み上げでということだったかと思いますが、いろいろな場面で防災教育ができるというふうに考えています。

例えば修学旅行に行けば、自分たちの地域とは違う環境の中で、例えばホテルに宿泊するのであれば、避難口はどこにあるのかを意識すること。それから、その地域の避難所がどこにあるのかを確認することですとか、自由行動の中で、万が一のことがあった場合にどこに逃げればいいのか、そういった体験的に学ぶ機会というのは工夫をすればたくさん出てくると思います。今までの学校行事、それから教育活動の中に、当然、道德教育の思いやりの心を育てるだとか、教育活動全体を通じて取り組んでおりましたが、その中に防災の意識ということも盛り込んでいかなければならないなと考えております。

思いやりなどの心を育むこと、防災意識を育むこと、それから今大事なのはコロナウイルス感染症の意識を高めるという部分もそうなのですが、今日的な課題について

学校現場で常にそういう工夫をしていってほしい旨お話もしますし、学校を支援していきたいと考えています。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん）〔登壇〕避難所がどこなのかとか、そういうことも大人の人も案外覚えていない人がいるのも一方ではあります。

何でも吸収できる子どもに覚えてもらって、ここだよというようなこと、今家族が少ないからそれも難しいかもしれませんが、みんなでそういう意識を高めていくという一翼を学校現場でも担っていただければありがたいなと思って、終わりにしたいと思います。

終わります。

○議長（鹿中順一君） 次に、3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、先に通告いたしました老朽化した町営住宅や町有住宅・公共施設等の項目について質問をさせていただきます。

一つ目として、津別町は、平成27年度に津別町公営住宅等長寿命化計画が作成され、その中で維持管理計画がうたわれておりますが、建て替えが難しい住宅については、用途廃止住宅、つまり利用不可能な住宅を廃止の対象とし、現在まで解体が進められております。そのことから令和3年度以降、用途廃止に該当する町営住宅・町有住宅は何軒あるのか、また、該当物件に対し、今後どのように進めようとしているのかお尋ねしたいと思います。

また二つ目として、公共施設であります。現在、利用されている施設を除き、利用されていなく、今後も利用不可能となり用途廃止の対象となる、取り壊しが必要と考える物件についてあるのかどうか、あるとすれば、今後どのように進めようとしているのか、お尋ねします。

また三つ目として、町営住宅や町有住宅、あるいは公共施設が撤去された後、更地になります。その更地になった後、どのように活用をされていくのか、その考えについてお尋ねし、考えをお聞きしたいのと、また、それら更地に対する管理なり環境整備をどのように考えているのかお尋ねします。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 村田くんの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、老朽化した町営住宅・町有住宅・公共施設等に関してのお答えを申し上げたいと思います。

はじめに、老朽化した町営住宅等の現状と今後の取り組みについてでありますけれども、現在、老朽化が著しいなどの理由によりまして、新たな入居者の募集を行っていない住宅は、町営住宅 55 戸、町有住宅 7 戸となっております。

これらにつきましては、いつまでも放置しておけないことから、町の財政負担をできるだけ縮減するため、国土交通省の社会資本整備総合交付金等を活用しながら計画的に解体を行っているところです。令和 3 年度につきましては、高台高栄団地 2 棟 8 戸、相生旧教職員住宅 2 戸、活汲町有住宅 3 戸、緑町職員住宅 4 戸の解体を計画しているところですが、補助金には枠がありますので、全て採択されるとは限りませんので、その際は優先順位をつけて実施していく考えであります。

次に、住宅以外の老朽化した公共施設の解体についてですけれども、旧 K ニット工場の解体を終え、残る大きなものは最上の旧焼却施設クリーンセンター、旧本岐中学校、旧二又小学校があります。これらは財政状況を勘案すると、ここ数年で手掛ける状況にはないことから、いましばらく様子を見ることとし、令和 4 年度以降につきましては、本岐地区の旧教職員住宅、相生地区の旧ふるさと留学寮等の解体を順次進めていく考えであります。

次に、撤去後の土地の活用、管理についてですけれども、未利用施設のある場所、何らかの目的で活用するために撤去した場合は、当然その用途で利用しますが、特に利用目的がなく老朽化により撤去して更地にした場合は、建物がなくなることによって一定の面積が確保できますので、新たな活用方法が浮かぶこともあるかと思えます。それまでの間は、草刈りを定期的に行うなどして管理をしていく考えでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3 番、村田政義君。

○3 番（村田政義君） [登壇] ただいま老朽化が厳しい町営住宅、また町有住宅

について、社会資本整備総合交付金の資金を活用して計画的に解体を進めていくということでの回答でありました。

とりわけ町営住宅 55 戸、町有住宅 7 戸とのことですが、例えば平成 27 年度に長寿命化計画の中で、建て替えとか用途廃止、こういった部分がうたわれているのですが、その中に、用途廃止、高栄地区の 100 戸というふうに記載がされておりますが、今回の 55 戸の部分については、この高栄地区のみの戸数ということなのか、ほかの部分も入っているのかお聞きしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川勝己君） ただいまご質問の 55 戸の高台地区の高栄団地の戸数ということですが、用途廃止というよりは、使えないという形で、我々ちょっと独自に政策空き家という形で呼び名をつけているところですが、55 戸のうち 31 戸につきましては高栄団地のこととなります。それ以外にも緑町や豊永にも存在するという形になっています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3 番、村田政義君。

○3 番（村田政義君） [登壇] 今 55 戸の内訳を聞いたのですが、高栄団地が 31 戸、また緑町・豊永がそれ以外ということでの説明を受けたところであります。

例えば、高栄団地以外の町営住宅についてでありますけれども、地域、地区によっては町営住宅があっても長年入居されていないという状況も続いている地域もあります。そういうことから、非常に内部の傷みもかなり酷くなってきている。入居が困難な状況が考えられる住宅が存在しているのではないかと思います。

そのことから、事業計画の中で建て替えというところに、かなりそれぞれの地域が該当する町営住宅が存在しておりますが、やはりそういった入居困難な住宅の関係についても、今後、例えば建て替えをしながらでも入居できるような整備をしていくのかどうか、これについてお聞きしたいと思いますが、それについてよろしくお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 55 戸それから 7 戸というのは、もう住めないだろうというこ



とですので、ここは順次取り壊しをしていくことになります。

それから、高台高栄団地なんかは、まちづくり懇談会に行くと言われるのは、だんだん壊していつているものですから、かといって、またこの年で引っ越しはしたくないなという方もおられます。「自分が亡くなるまでは、ここに居させてね」というようなお話をされる方もいるわけですが、そういう方たちは、やはりそれは尊重して、そこに住んでいただくというふうに思っているところですが、壊す時は、またその後そこに居れるということではなくて、順次また大分先の話になると思いますけれども、取り壊しをしていくような形になっていくと思います。

あと、用途としてこれは使えるなということであれば、視察でも見ていただきましたけれども、例えば福祉寮の横の寡婦住宅、あれはやはりまだ手を入れればしっかり使えるだろうということで改修を終えましたので、そういうものは、また改修をして使っていきたいと思いますので、なかなか新築のところは使用料も高いですから、家賃が高いということで、そういうところがあればなというご希望もありますので、それにも対応しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時 2分

再 開 午後 1時 00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕 先ほど町長のほうから、利用できるところについては、改修しながら今後さらに対応していくという話もございました。また、もう一つ寡婦住宅の話もございました。私たち産業福祉常任委員会の中でも、この住宅を視察しております。視察した際、あの住宅を見て、本当にこれから我が町にとってこういう住宅の必要性が大きくなっていくのだろうという実感を感じながら、実は寡婦住宅を視察させていただいたことを今思い出しております。今日この中でも、この関係についてもちょっと触れたいと思っていたのですが、町長のほうから答弁の中で出まし

たので、あえてこの関係についてお聞きをしたいと考えております。

我が町も高齢者のひとり暮らしが年々増えている状況にあります。そういったことから、今、持ち家に住んでいるひとり暮らしの人たちも、やはり将来的な不安を抱えている。私も何人かの方から、そういう話を相談を受けたこともあります。今持ち家にいるけども、将来、この家にずっと住めるのだろうかというのは、建物の築年数です。かなり築年数がたっている中で、いつまで自分の家で住めるのだろうかという不安を持っているのも事実であります。そういった中で、そのときは今、町の中にもまちなか団地とかいろんな住宅がありますと、そちらのほうに移ることも可能ですという話もさせていただくのですが、やっぱり町の中に住んでいる人は別として、例えば活汲とか相生、本岐、こういう所に住んでいる方々は、長年やっぱり自分の地域の中で生活をしてきているわけです。私は、この地域が好きだから、この地域で最後まで私は過ごしたいんだ、そういう声も結構聞かされるんです。けれどもやっぱり今言ったように住宅が先行き不安だと。そのことから私は、寡婦住宅を視察させていただいた時に、この住宅がもしそういう地域にあるとすれば、そこに住んでいる高齢者も本当に安心して暮らせる環境がつかれるなど、そのことを第一に思い出したことを感じているところであります。そのことから、今後、今それぞれの活汲なり、本岐なり、相生にも空き住宅がいっぱいあります。町営住宅、公営住宅いろいろあります。でもやっぱり、もう古くて改修しないと入れないというのが実態なんです。だから、そういう住宅を、やっぱりそういう人たちも入居できるような住宅、今言った寡婦住宅に改修することができるものならやってもらいたい。そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 寡婦住宅もそうですけれども、そういうまだ使えるなという部分については使っていこうと考えています。以前、前美幌町長の土谷さんとも話したことを思い出したのですけれども、やはり新しい住宅をつくっていくのも大事なのですけれども、やはり低所得者にとっては、古いんだけど、少し屋根を塗ったりとか、壁を塗ったりとか、そういう形の住宅も必要なんだという話をお互いにしたことがありますけれども、美幌町さんを見ても、そういう住宅がちょうど広域農道を通

って行って葬儀場に行く途中にありますけれども、ちょっと曲がった所にそういった住宅もずっとそのまま残して改修しているところですからけれども、町にも、そういう使えるところはやはり使っていきたいなと思っているところです。

寡婦住宅が代表的に言われましたけれども、もう一つ今年は活汲のほうの団地、お尻がくっついた住宅、あの2戸の改修もこの間完了したところです。その隣に、もう2戸あるのですけれども、ただやみくもに全部を改修していても、入る人がいなければ投資しても無駄になりますので、それは人の動きだとか希望だとか、それを考えながら、今後も使えるものは使っていきたいなと思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] ぜひその方向で進めていってもらいたいと思いますが、あえて言わせていただければ、やっぱり所得の話もありました。とりわけ私の地域もそうなんですけども、国民年金で細々と生活している方も結構それぞれの地域にいるんです、活汲も相生もそうですけども。その低所得者に対して町もいろんな手当てをしながら、その人たちの暮らしを守る。そのことについては私は本当に評価しているところであります。けどもやっぱり、今まで例えば持ち家に入っていて別の住宅に移ると家賃が発生します。でもやっぱりまちなか団地とかいろんな新しい住宅に入ると、結構家賃が高くなります。もう一つは、今、現に公営住宅に入っている人でも、やっぱり安い家賃で入居されている方もおります。やっぱりそれが膨れ上がるということは、生活にも大きな影響を与えるということは紛れもない事実であります。そういった意味で、今町長のほうでそういったことも含めてやっていくという話でありますから、ぜひこれからの進めの中で、まちなかの市街地区だけでなく、そういった集落地にも多少なりとも手当てをしていただくような形をつくっていただきたい。そのことを申し上げ、次2点目に入らせていただきたいと思います。

公共施設の関係であります。町長のほうから答弁の中で、この後の解体については予算が伴えばこことここを撤去しますという話がありました。とりわけ私が1番危惧しているのは、旧二又小学校であります。二又小学校は、廃止後、以前、津別のボーリング場跡地に郷土資料館が設置されて何年間それが機能したのか、ちょっと記憶にございませんが、そこが廃止となりまして、その後、そこに展示された分、展示さ

れなかったそれ以外に町からいろんな寄附をいただいた展示物については、二又の小学校のほうに一時保管していた時期がございます。その後、本岐中学校が廃校になりまして、本岐中学校にその展示物を置きながら今保管しているという状況であります。二又小学校で保管した時に、なぜ本岐の中学校に移動せざるを得なかったのかといえ、やっぱり雨漏りとか野ネズミの被害とか、私の記憶ではそういう状況の中で本岐中学校に移動されていると。今現在、本岐中学校にそういう展示がされていて資料館という形にはなっておりますが、どれだけ年間利用されているのかわかりません。これからいけば将来的には本岐中学校も解体の一つに入っておりますが、それは別として、二又の小学校、ただ今道道ぶちに建っているのが現状であります。やっぱり地域の人たちからも「何とかしてくれ」という声も出されております。ぜひ二又の小学校、予算的な面もあると思いますが、やっぱり私は早急に解体をする必要があるのではないかと考えておりますので、その辺について何かあればお聞きしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 二又の小学校については、来年度壊すかということで担当のほうからも出てきた経過もあるのですけれども、その前に先に壊さなくちゃならないところがあるということで、来年ではなくて、それ以降に回したいなと思っております。

実際に、二又小学校は近くの農家の方が農器具の倉庫として使われていまして、使っていてですよということにしておりますので、ただ壊す時は、使えなくなるからということでは承知されておりますので、その時期が来れば農家の方にもお話をして、別な所に農機具と格納していただくような、こちらが用意するというものではありませんけども、自分で考えていただくようなことになるかなと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕 ぜひ二又の小学校についても早急に取り壊しということで話をさせていただいたのですけども、いずれは撤去することですから、ぜひその方向で進めていただきたいと思っております。

とりわけ公共施設の中でもう1点聞きたいのですが、例えば本岐あるいは活汲、母

と子の家であります。本岐の母と子の家については、保育所と老人クラブが合体した形で行われていて、保育所が撤退し、その後、農家の若い人たちがその後活用した経緯もございます。老人クラブもずっと活用していたのですが、現在では本岐の農業研修センターのほうに移動されまして、そちらで活動しているという状況であり、今は全く利用されていないという状況であります。

以前に老人クラブが活動していた時に、何とかこことここを改修してくれという話もしていたのですが、なかなか予算的な面もあって改修に至らなかったと、そして町のほうから何か別な方法はないかということで、本岐農業研修センターのほうへというお話もございまして、地域の中でも十分な話し合いをする中で最終的にそちらのほうに移転をしたという状況がございますが、それは別として、非常に、その後利用されていない。私も何回か周りも含めて見させていただいておりますけども、やっぱり傷みもだんだんひどくなってきています。そういったことから、やっぱり私どもの本岐地区においては車の往来も非常に激しい所でもあります。そういった中で、やはりああいう建物が国道ぶちにあるということは、私はやっぱり環境的にもいろいろ問題があるのかなと感じておりますので、ぜひこの後の公共住宅、母と子の家だけでなく、まだまだほかにあるような気がします。そういったところも十分これから検討いただいて、やはり町長も今年4期目を迎えておりますが、町長の中に美しいまちづくりというものをうたわれておりますから、ぜひそういったことも含めて、この津別町がほかの地域に負けない、ほかの市町村に負けないぐらい美しいまちづくりに努めていただきたいと思いますが、まずこの関係について何かあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、本岐の母と子の家、旧保育所、相生それから本岐、活汲とそれぞれ初めは母と子の家ということで、そして町立の保育所として使っていたわけではありますが、ご承知のとおり相生については、シゲチャンを中心にネオフォークの活動の場所になっておりますし、活汲については、これも古いのですが、これもKニット工場の取り壊しに伴いまして、そこの内部を貸していたKニットさんのミシン、今そういうものは生産されておられませんので、たくさんの昔のミシンを保有し

て、そして部品を変えていっているという状況ですので、その置き場所ということで活汲の保育所を提供して、そこに置かれているという状況で使われているところです。本岐の部分については、確かなかなか用途がいよいよなくなってきたかなという感じを受けておりますので、ここも将来は取り壊しの対象になっていくだろうというふうに考えておりますけれども、最初の答弁でも申し上げましたとおり、国土交通省の予算を使って半分補助がありますので、それを使ってずっと取り壊しを行っているところです。

よその町でいけば、プラス過疎債のソフト事業を使って取り壊しをしているところもありますけれども、ご承知のとおり津別町は過疎のソフト事業の枠は全て津別病院さんの補助金に充てているという状況ですので、今使える部分というのは社会資本整備総合交付金、これを確保しながら、これも要請すればいつでも満額当たるわけではありませんけれども、この受け取れる範囲の中で、毎年、毎年、順次壊してきていますので、今後におきましても、そのような形で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] ぜひ、今、町長のお話された内容、私もそれなりに理解をするところでありますので、ぜひそういったことも含めて、この後、進めていただくことを切にお願いし、この関係について終わらせていただき、次、3点目に入らせていただきます。

管理環境整備の関係であります。撤去後の環境整備をどのように考えているかということでもあります。

先ほどの回答の中では、特に利用のない、例えば撤去した住宅については、随時何回か草刈りをしながら管理しているという話もありました。確かに町としても、利用されていない施設、あるいは入居されていない町営住宅等の草刈りも定期的に行っているのも事実であります。

しかし、地域によっては、自治会の中で町の施設、あるいは自分の周り、それから撤去された自分の家ではない、自分の土地ではない空き地含めて草刈り等を行いながら環境整備に努めているのが実態であります。

少なくとも自治会によって異なりますけども、6月から大体10月ぐらいまで、最低年5回から6回程度の草刈りを行っている。自分の地域の環境を自分たちで環境整備していこうという、こういう中で私は進めておられるというふうに認識をしております。

前段言いました、町としても人材活用センターや、あるいは公社を活用し、環境整備を行っていますけども、町の年間の回数と自治会との回数に大きな開きがあり、そのことから、やはり町の管理する所と比較すれば、かなり雑草が生い茂り、私は環境的にも問題が出ているのではないかというふうに感じております。

確かに予算的な面からも、やりたくてもできない事情等はあると思いますが、少なくとも回数を増やすなりしなごらのこれからの整備に努めていただきたい。そのことについて考えがあればお聞きしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 草刈りの関係ですけれども、例えば墓地だとかそういう所については老人クラブに委託をしてお願いをしたりだとか、それから農業サイドの農地水の事業を使って、農地に関連しそうな所の水路等々も含めて整備、草刈りをしていただいたりとかさまざまやっているところでもありますけれども、草刈りというのは空き地のみならず、例えば公営住宅でも共益費というのをいただいて、草刈りの代金もその中でいただいて、そして町のほうで委託をかけてやっているということもあります。それで、それぞれの町の所管の中で、草刈りに関係する部分が結構あるものですから、実は、今、政策調整会議のほうで私のほうから担当のほうに要請をして、津別町の草刈り基本計画をつくってほしいということで今進めているところです。担当となるところは建設課になりますけれども、福祉分野だとか、それとかさまざまな所、学校もありますいろいろありますので、そこに全ての情報を建設課に持って行って、バラツキのないように、そして何回でもきれいにしていくということではなくて、最低、公共空間を守っていくというのも行政の役目でもありますので、そこを適当な形で計画をつくって、これぐらいはやっぱりやらなくちゃいけないなという目安と言いますか、それをつくろうということで検討を進めておりますので、来年度以降、それに基づいてできるような形でやっていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕 来年度以降、草刈りの計画をつくって進めていくということでもありますから、それ以上、私のほうから申し上げることはないのですが、やはり地域の悩みと申しますか、地域によっては草刈りのできる人、こういう人をお願いし、そして自分の地域の一定程度の区域を割り振りしながら行っているという、これが自治会の実態ではないのかなというふうに思うところがあります。

ただ地域によっては年齢的に若い人がいても、なかなか草刈り機が使えないという悩みがあるのも聞いております。そういった中で、本当に自分たちの地域は自分でと苦労しながらも環境整備に努めているのが実態であります。

この後、さまざまな公共施設も含めて解体が進められていくわけでもありますけども、空き地も年々増えることとなります。本当に自治会にも年齢的なものも含めて将来的には限界が来るのではないかと、本当にできない状況も出てくるのではないかとということも私は大変危惧をしている1人です。

先ほど町長のほうから政策調整会議を開いて、来年度に向けてのこういった環境問題についての計画がきちっと作り上げられると、それに基づいて進めていかなければならないということでもありますから、私は、そこに大きな期待をしているところがあります。ぜひ、そういったところを含め、また地域の状況等もそれぞれ理解していただきながら、この後、進めていただくことをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鹿中順一君） 次に、巴光政君。

○8番（巴 光政君）〔登壇〕 議長の発言のお許しをいただきましたので、先の通告に基づきまして、一般質問させていただきたいと思っております。

1点目ですけども、水道料金の見直しについて。「水道料金をもう少し安くしてほしい」は以前からの町民の声でしたが、私たちが実施した今回のアンケートの結果を見ますと、回答者の64.1%が値下げを希望しています。昨年の水道の実績を見ますと、3年前と比較して世帯数で300戸強の減、水量10トン以下で見ますと49.9%から



57.9%への増、そのうち5トン以下で20.6%から24.8%増、実に4分の1が5トン以下であります。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

一つ目、基本水量に対し、8トン以下を2割減額することができないか。

二つ目といたしまして、5トン以下を減免制度として、次に該当する世帯を5割減額できないか、イとしまして、町民税非課税で、独居65歳以上、65歳で配偶者が60歳以上の夫婦。ロといたしまして、ひとり親家庭で、児童扶養手当の受給世帯。ハといたしまして、身体障がい者世帯。

三つ目に、子育て支援として、中学生以下の子どもがいる世帯に10トン以上の追加料金を5割減額する。

以上について伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 巴君の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、水道料金の見直しについてお答え申し上げたいと思います。

水道料金につきましては、これまで5年を目途に料金改定の必要性を含めまして、水道・下水道運営審議会に諮問いたしまして、その答申書に基づき改定を検討することをルールとしてきたところです。

審議会においては、適切な維持管理経費、恒久的に水道施設を維持するための更新コスト等、必要経費に見合った料金収入のあり方や、受益者の幅広い利用状況に可能な限り対応する料金の設定を審議していただいているところであります。

来年度は、令和4年度の料金改定に向けた検討を行う年度となるため、水道・下水道運営審議会に対し、料金改定の諮問を行うこととしています。その答申を得て、改定料金について所管の委員会と議会にお諮りし、決定させていただくことになっております。したがって、議員からの提案のありました3点の減額案につきましては、言葉でお答えできるものではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、今年度で期限を迎えます、「5トン以下使用水量」の家庭に対する2割軽減制度につきましては、本年9月14日開催の水道・下水道運営審議会において、次期料金

改定について審議するまでの期間として、1年間延長することとされましたので、令和3年度は引き続き軽減する考えでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 町長は、町民が高いと言っている水道料金ですが、町長自体はどう感じていますか。料金改定の必要性を含め、審議会に諮問して答申に基づき検討するとしていますが、高い水道料金を下げるという町の方針がないと、町民の要求は解決できないと考えます。

前回の水道審議会の答申でも、他町村に見られる減免制度を速やかに検討すべきとのこともあります。

下げる根拠に、企業の大口利用をあてにして利益を上げれば、下げるという考えは納得が得られません。今後、人口が減少すれば、さらに利用料を上げていくことになるからです。

今一度、水道は、まちづくりの要の一つと考えることが必要でないかと考え、都会の生活を経験した人は、だれもが津別の水は冷たくて臭いもなく、本当に美味しいと高く評価しています。残念ながら一方で、多くの人は津別の水道料は高いと感じています。もし都会並みでできれば、それ以下の料金で美味しい水を利用できる津別の町が実現できれば、住みやすい津別町としての誇りが一つ増えることとなります。

水は自然の恵みであり、配管、機材取り替えなどの必要経費は別会計で考えるべきです。水を多く使う子育て世帯を支援することも津別の特色として、町づくりに生かしていくことを提案したいと思います。

国の法律でも、水道事業を公共事業としているのは水道法で清浄にして豊富、低廉な水の供給を求めており、地形的・自然的要因で水道料金が高くなることのないよう、また人口減が進む中、簡易水道で一般会計からの繰り入れも認めており、町独自の施策が求められているのではと考えます。

町全体の財政から不要不急の経費を洗い出し、町民の水道料金値下げ要求の実現を今一度考えてほしいと思います。

以上について、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） おっしゃることは理解できるのですが、水道を皆さんのところで飲んでいただくためには、それなりのコストがかかっております。昔でいけば、水が湧いている所にバケツを持って取りに行き、小さい子どももそういう形で頭にバケツを乗せて運んできたりとか、それは何十キロも遠い所まで水を汲んで、今もアフリカなんかではそういうことがあると聞いていますけども、そういうところから少しでも楽をしようということで科学が発達されてきたんだと思いますけれども、そういう形の中で、手元でひねれば、すぐ水が得られるというふうに人間の知恵だとか、そういうものが作用して今日、いとも簡単に水が得られるという状況になっていると思います。

それは、ただでできるものではありません。今回の断水もそうなんですけれども、旧導水管と新導水管の切り替え作業を行ったということは、旧導水管がそろそろ危ないということで、長い計画の中で、そして補助金もいろんな地方組織とのやり取りをしながら得て、そして3年間かけて今年ようやく完了したわけです。7億5,000万円ぐらい掛かっているんです。そういったものに対して、使う人がやっぱり負担をしなければなりません。もちろん行政としても、そこに繰出金等々だとかさまざまなことを考えながらやるわけですが、その1回目の答弁でもお話ししましたとおり、要は維持管理経費と、それからずっと水道が使えるように更新していかなくちゃなりませんし、そういうコスト、それと人口の割り勘で、どういう具合になっていくのかというようなことを含めて審議会の中で、皆さん長い経験をされている審議委員の皆さんばかりですので、水道の状況についてはよく知られています。

そういった中で、計算をしながら、このぐらいのものは津別町の場合は町民に負担していただければならないということで決められて、皆さんにその負担をお願いしているという状況です。

5年に一度それを見直しするということで、これまでも進めてきますので、その時期というのが、次に改定されるというのは令和4年になります。ですから、来年の令和3年には審議会での今の町としての資料はたくさん出します。建設コストだとかこれから掛かって償還がずっと始まっていきますので、そういうさまざまなものを見ていただきながら意見をいただくということで、そしてそこに最終的に、私あてにこうす

べきであるという答申書が出される形になります。それを受けて、町としてそのとおりいくか、あるいは、ちょっともう少し町としてこういう点も考えようということになるか、その答申書によりますけれども、それをもって今度、所管の委員会、ここでいけば産業福祉常任委員会にこのようなことで考えておりますけれども、どうですかということで議論になるところであります。

その議論を経て、本会議に料金の改定の上程をしていくという基本的な流れになっていますので、そのルール抜きにして、わかりました、これを検討します、あれをやりますということには、それはできる話ではありませんので、ただ、こういう要望があるということは承知しておきたいと思います。

アンケートもとっておられるということでもありますけれども、水道料金の値上げ（基本水量減免の検討）ということで、これはどうかといたら、やはりこれだけの表現だと、値下げしてもらうのにはだれも反対するわけではないと思います。でも、そこに至るコスト計算だとか、そういったものも、こうなるけれども、例えばやむを得ないだとか、何か質問の項目の中には、いろいろ出てくるとは思いますけれども、一つだけの形の質問であると、これは皆さんどうですかと聞いたら、それは下げてほしいということになるのではないかと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 今の町長のおっしゃることはよくわかりますけれども、例えば、だからといって、それがすごく高くなったら使うこともできなくなるのではないかと、極端に言えば。そういうことも参考にしながら全体を見ながら町長は今後検討する中においては、指示してくれるのではないかなと思っておりますけれども、先ほど述べた64.1%が高いといっていますという、それで下げてほしいという希望なんですけれども、その裏付けとして、北見、美幌と比較してどうなのかなということと比較してみたところなんですけれども、津別で8トン、4,086円、5トン3,268円なんですけれども、北見は8トンで3,259円、5トンで2,887円、8トンでは20%津別が高い、5トンでは12%高い。美幌との比較ですと、8トンで2,970円、5トンで2,970円、津別と比較しますと8トンで27%高い、5トンでは9%津別が高いと、そのよう

なことからも津別の水道料金は高いと言われる要因でないかなと思います。

このことから、水量 10 トンで3年前と比較しますと 49.9%から 57%、逆にトン数で 0.86 トン減ったということになります。これは先ほど人口、使用世帯が 300 強減っているということと予測をしますと、2割減額するのがいいのではないかなということが言えます。

2について先ほど減免で5割ですけども、その該当する世帯は、ある程度限定されてくるのではないかなと思われまます。

さらに3の10トンを超える部分ですけども、子育てをしている町民に聞いてみました。1人は子どもさん8歳と4歳、母親と父親の4人家族、水道は何トン使うかわからないけども月8,000円程度払っていますと。10トンまでで4,086円ですので、1トン超過408円とすると、19.6トンに相当すると思われまます。

また別の家族で見ますと、子どもさん3人と、母親、夫の5人家族、ここは月7,500円前後かなと言っておられました。超過は8.3トンになります。

もう1人確認してみますと、子どもさん2人と母親、父親、祖母の5人家族、ここは月8,000円から9,000円はかかっているというような内容であります。

以上からすると、20トン前後となります。

これから考えると、子育て世帯は水を多く使うことがわかります。子育て支援で10トン基本水量を超える部分について、超過料金の5割を減額することにできないか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど申しましたとおり、ルールに基づいて進めていきたいと思っております。審議会に諮問するのは町ですので、その諮問にあたっての考え方というのは当然あります。それは他町村から比べてどうこうというものもちろんありますけれども、他町村と比較しても、かける建設コストがやはり違ってきますし、人口の増減によっても変わってきます。一律に比較されても、ちょっと違うのではないかなと思います。逆に言えば介護保険料は津別町は今出た自治体よりもずっと安いわけです。それはじゃあ上げてもいいのですか、ほかと肩を並べて、そういうことにもならなくて、津別の福祉の利用自体、そういうものも含めた中で設定されていくもの

ですから、そこそこの実情の中で、金額というのはここまでやれる、ここまでは頑張ろうとか、そういうふうな形になっていくのではないかなと思いますので、諮問にあたっては、さまざまなところを今までもやっておりますけれども、また、さらに検討させていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君）〔登壇〕 諮問にあたりまして、以上のような内容を加味しながら進めていただければ幸いかなと思ひまして、2番目のまちなか再生計画の見直しについてに進ませてもらいたいと思います。

まちなか再生計画の複合商業施設について、もう少し時間をかけて再検討をすることになっています。

ドラッグストアは、私たちの実施したアンケートで町民の4割強の人が誘致をやめる、3割弱の人は望むと回答しています。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

一つ目、アンケート調査の回答では、ドラッグストアの誘致をやめるが40.9%でありましたが、この結果についてどう考えるか。

二つ目としまして、アンテナショップについて、障がい者施設として検討できないかの内容ですが、今までアンテナショップについて、どのように運営するかの提案がないまま現在まできており、そうであるならばということで提案したものであります。

私たちの実施したアンケートで、回答者の57.7%の人が障がい者の働く場所の充実、拡充を望んでおります。

この2点について伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、まちなか再生・まちづくり計画の見直しについてお答え申し上げます。

はじめに、アンケートの結果についてですが、この件につきましては、11月26日開催の第31回複合庁舎建設等調査特別委員会におきまして、議員より日本共産党津別支部が行ったアンケート結果を、計画見直しの参考としてはどうかのご意見をいただいたところであります。

その折、美幌町でPCR検査センター開設の記者発表が予定されていたことから、途中退席させていただきましたが、その後、担当職員から「町の考える設問とは相違があり、参考とすることはできません」との答弁を行ったと聞いているところです。

ドラッグストアを含む買い物環境の整備は、町が行った種々のアンケートでも希望が出ていますので、達成に向け最善の努力をするのは行政の責務であると考えております。議員が提案されたアンケート結果の内容は、「町民の友」を通じて拝見いたしましたが、残念に思うのは回答者の属性や構成がない、どの年代層がどのように考えているか把握できませんでした。しかし、こうしたアンケート結果もあったということは承知しておきたいと思えます。

次に、アンテナショップについてですが、町民アンケートをもとに整備する施設として組み込みましたが、その運営方法については、町の特産品を販売し、運営者は公募することとしていますが、現在のところ具体的には示せていない状況です。

ご承知のとおり、複合庁舎建設等調査特別委員会におきましても、採算性や運営者が名乗りを上げるかどうかなど疑問視されており、また、市街地総合再生基本計画推進協議会においても、さんさん館周辺にその機能を持たせてはとの意見も出されているところです。これらを受け、ショップの運営方法について練り直しが必要と考えておりまして、必要性も含め再検討することとしておりますので、協議会における議論を軸に、町の考えを示してまいりたいと考えております。なお、アンテナショップを障がい者施設とする提案につきましては、協議会に伝えさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君）〔登壇〕 私たちの実施したアンケートで、市街地と市街地の外の2,100戸に対しましてアンケートを配布し、220件の回収がありました。回収率10.48%であります。年齢別と男女別には分けておりますが、その中で、無回答の人も28%います。

ドラッグストアの誘致はやめるが40.9%、誘致するが27.3%でした。意見として、ドラッグストアの誘致は、他の商店との共存が可能かよく考えるべき、高齢者が住めなくなり、町はもっと衰退するのは避けられないのではないかと。また、ニコットもあ

るし、これ以上は必要ないと思う。地元商店が立ち行かなくなる。サツドラの交渉がうまくいっていないのに、若い人に借金を残してほしくない。いろんな必要な施設が老朽化しているので、資金の積み立てが必要となる中、負担の大きいドラッグストアはどうかと思うなど、また別の意見では、その 27.3%の人の意見では、ニコットができて、おむつの種類がないし、高いし、ベビーフードもない。地元商店でドラッグストアと同じ値段でベビー用品があるなら買うが、大人用だけだという意見。リスクというなら、子どもを連れて他町村へ運転するほうがよっぽどリスクがある。特に冬道。などが意見としてありました。

その子育て世代の商品の意向調査をし、その人方のためにそういう調査をして、地元商店で対応できる体制を構築し、価格の差額に対して町が補填する方策をとることによって、誘致しなくても、その人方に対応できるのではないかというふうに私は考えております。この点について伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この件については、昨日、お二方に答弁をしていましたとおり、町の考え方というのは、昨日でご理解いただいているというふうに思います。納得しているか、していないかというのは別の問題ですけれども、こういう巴議員さんの組織のほうでアンケートをとられた部分については、内容を承知しておりますけれども、しかし、これまでいろんな計画をつくる上でさかのぼれば、平成 27 年の地方創生の総合戦略、これをつくる上でのアンケートをまずとっています。その後、まちなか再生のアンケートもとって、最近では平成 30 年に総合計画をつくるためのアンケート、大きなアンケートを 3 回やってきているわけですが、いずれも、やはり買い物環境が大きくクローズアップされているという状況です。ただ、3 度目の総合計画の時だけ、過去 2 回の地方創生とまちなか再生の部分では、トップが買い物環境でしたけれども、総合計画の時には医療問題がトップに出てきたというのが特徴かなと思っ  
ているところでもありますけれども、ここの中で、やはりいろんな 1,400 人から 1,500 人ぐらいの方たちがアンケートに答えてくれている中で、ここにもいっぱい書き込みがあって、そしてドラッグストアという名前も随分出てきています。そして、まちづくり懇談会、今回は 11 月 27 日に若者を中心に一度させていただいておりますけれど



も、ここに29人ほど集まった若者の意見の中でも、やっぱりサツドラには来てほしいと。そして生活に必要なものは町にそろえて欲しいという発言も出ていますし、それから、スーパーに来てほしいという話もあったのですけれども、これは意味しているところは、今、町が進めようとしているのは、地元の企業にも頑張ってもらって、そして昔からある地元のスーパーとして頑張ってもらいたいという意味合いを込めて計画をしているところですが、そうではなくて、やはり町外に行くところにある大きなスーパー、CO-OPさんもそうですし、そういうようなものをイメージしてスーパーに来てほしいという発言だったというふうに受け止めたのですけれども、やっぱりスーパーとドラッグストアとホームセンターというのは、普通に生活している人にとっては、あるに越したことはないというのが本音のところではないのかなというふうに思います。ただ、そこには出店する側のいろんな経営方針がありますから、そのところと、どう折り合いがつくかということは今、協議をさせていただいているところですので、それはもう少し様子を見させていただきたいと思います。

また、アンケートを見せていただいた時に、やはり設問の中で、ドラッグストアに関してですけれども、町の負担やリスクがあってもドラッグストアを誘致する、あるいは、地元商店に大きな影響を与えるドラッグストア誘致はやめるということで、非常に具体的で、これ以外の選択というのはないのかなというふうにも、ちょっとうかがえるわけなんですけれども、町の負担、それは町の支援ということに言い方を変えればなると思いますけれども、これも渡邊議員さんにお話をさせていただきましたけれども、やはり、いろんな支援をこれまで町の商工業者に対して進めてきています。それは町の負担というふうには思っていません。それを支援することによって、その店や会社、工場なんかは引き続きこの町でやってほしい。あるいは外から来た人には、こういう制度を使って、ぜひともここで店を出してほしいとかというようなことで進めていますので、支援をしなければ、なかなか成り立たないというのが現実ですので、そのところを意識した上で、物事を過疎地域の場合はしていかななくてはならないのかなという認識でいるところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 6分

再開 午後 2時 15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 先ほどの中に、一応若い世代の人はドラッグストアの誘致を望んでいるということによっておりましたけども、答弁の中に、町の考える設問とは相違があるということ当初言っておりました。その中身としては、例えば70代以上の人のアンケートを人口密度からいって50%の数量に抑えたとか、そういうのは、ちょっとまずいのではないかなと思います。私のとったのは、やめるかやるかの違いではありますが40.9%と27.3%、その27.3%の人が望んでいるのではないかなと思いますけども、やっぱり、そういう27.7%の中にも、もしかそういうのが地元でそろるのであれば、買いたいという人もおりますので、できればそういう子育て支援の関係で言えば、そういう人方にアンケートをとるなりして、どういう商品を望んでいるかを地元の商店に交渉して進めるとか、そういう手段もあっていいのではないかなと思います。

地元の店がなくなる前に、今から準備を進めるということであれば、一応まだ僕が聞いた中では10年ぐらいはまだ頑張れるというところもありますので、その辺は、もう少し地元を活性化させる方向も考えながら行うべきではないか。

新しい店が来たからといって、そこの店で100%賄えるわけではありませんし、若者が津別に居住するということにも全てがなるとは思いませんけども、その点について何かあれば伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これも昨日話したかと思いますがけれども、これから先の商店も含めて、商工会に加盟しているところも含めて、大変厳しい状況にあるというのは議員もご承知かというふうに思います。

ここ 10 年を見ても、正式に廃業届けを出されてきたお店等々は 30 軒ぐらいあります。そういうものを出さないでお辞めになった方も当然まだいます。そういう中で、このままいくと 10 年続けば OK かというと、そういうことにもなりませんので、10 年間の持続可能というふうな設定はしてありません。

議員も視察に行ったかと思えますけれども、沼田町さんも 2,700 人の町づくりを目指すということで目標を設定してやっているわけでありましてけれども、それは遠く、2060 年までの話ではないと思えますけれども、何かやはり環境整備をしていかなければ、持続していくことができないということは、どなたも思うことではないのかなと思います。そうした中で、外の力を借りて、やれるものはやっていくと。でも中は中として、対応できるようにさまざまな補助制度も設けて、それを活用して、実際にやっている業者も現実にいるわけです。いい例が、この間、アパートを 3 棟建てていただきました。これは行政的には、何でもかんでも公営住宅を町が建てていくということになると非常に厳しくなってくるので、管理も含めてそちらのほうでやってもらえるのであれば、そして建てていただけるのであれば、それに越したことはないわけですので、これも町の負担でやるということではなくて、町が支援しながら建てていただくということで、実際に建てていただいた 3 名の方がいるわけですが、そういうやり方をしながら進めてきています。

仮にスーパーや、それからドラッグストアさんたちが来るような形になっても、地元の商店街として、どんな連携ができて、どういうものに特化していったら消費者に喜んでいただけるかということを 1 番最初に考えるんだと思います。そこは、町としても商工会の手腕に期待したいなということも当然ありますし、それは積極的に関わっていただいて、お互いが、やはり賑やかな町づくりをしていくということに全力をあげていきたいと思っています。

これ、なかなか商店街のほうで全てやってくれということになると、かなり重い仕事だと思います。もし、そういうことであれば、前にお話が出ていた平成 8 年ごろの新しい商店街づくりが頓挫させずきていただろうと思いますけれども、そこには、やっぱりさまざまな厳しい環境があったので、なかなか絵はできたけれども、実際にスタートすることができなかったという状況だと思います。

あの当時に訓子府町さんだとか、それから置戸町さんを見ると、非常にきれいな町並みに変化していったわけですけれども、やっぱり、あの時津別もそういうふうになればなという思いもあったかと思えますけれども、その後また年数がたって、また抱える問題はそれぞれの町で持っているかと思えますけれども、よく開発建設部の部長さんなんかと話をすると、津別はちょっと2歩も3歩も町並みは遅れたけれども、今、まさに次やろうとしているから、これから新しい町になっていくからいいよねという、そんな話もされているところです。そこから先、また30年とか40年たっていくと、その時にもまた行政担当だとか、議会の皆さんが、また新しい課題を抱えて未来に向かっていくのだらうと思えますけれども、できることは、やはり議員もアンケートをベースに物事をおっしゃっておりますけれども、行政のほうも3回にわかる大きなアンケートをとおして、そして計画も積み上げてきて、そして1歩それに入り込んでいくという状況ですので、そのところは、ぜひご理解いただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 明日、ドラッグストアの関係のWEBでの話し合いがもたれるということもありますので、地元の商店も、今後もどのような方策を取ったらいかというようなことも検討を加えながら、ぜひ進めて、そういう地元の商店をいかに伸ばすかということも進めていただきたいと思います。

次の2点目のアンテナショップについてですが、2年前の12月議会で、私は障がい者施設について、施設担当者からの要望があれば考えることはやぶさかでない町長はおっしゃっていましたので、今回、提案させていただきました。

私が今回考えたのは、パン工房のクレシェですが、来春、予定の10年が経過するそうです。障がい者の雇用人員について、当初、目標10名で現在9名が働いておりますが、作業工房が手狭で、動くのが大変と言われていました。そのようなことから、2名の申し込みがあったのだけでも断った経過もあると聞いております。よい場所があれば考えているとおっしゃっていましたので、ただ、家賃の高い所には入れないので、障がい者施設の補助も視野に検討しているとのことでしたので、もしか、そういうことを踏まえた中で検討できないかという提案でありますので、協議会に対して伝えるということをおっしゃっていましたので、そのことを積極的に取り上げて支援をお願い

いしたいと考えています。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、想定されているのはクレシェさん、手をつなぐ育成会のお話だと思いますけれども、町としても可能な限り障がい者の方の就労の場所を増やしていこうということで、例えば清掃、さんさん館の清掃だとか、さまざまな所にも、津別から美幌に通っている障がい者の方もいますので、そののこのところを使って掃除をしていただくということも、この間ずっとやってきたところでありましてけれども、アンテナショップをこれからつくるにあたって、パターンというか、まだはっきりしたものができていませんけれども、これは住民要望の中でそういうものも施設の中にあつたらいいと思うよということも汲み上げて設定したものですけれども、そこをどう運営していくかというのが定まっておられません。そのままいくにしても、そこに例えばそのまま公募をかけるにしても、障がい者のグループのほうから、ぜひ私たちにやらせてほしいということであれば、それはそれで構わないことでもありますので、障がいを持った方たちの就労の場になるということも、あるいは日を替えてチェンジしながらということもあるかというふうに思いますけれども、議員が最後におっしゃいましたとおり、協議会のほうに障がい者という目線というか、そこも加えていただけないかということでお伝えしていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] ぜひそのことも踏まえて、よろしく願いして、私の発言を終わらせていただきます。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

#### ◎承認第12号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、承認第 12 号について説明させていただきます。

この件につきましては、次のページの専決処分書にありますとおり、先の令和 2 年 11 月 22 日の町内断水に対応する支出について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分させていただきましたものです。

補正の理由といたしましては、断水に対応に要する経費の補正であります。

第 2 条につきましては、収益的収入及び支出における支出の水道事業費用を 303 万 3,000 円追加し、2 億 2,045 万 8,000 円とするものであります。

2 ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出の部につきましては、水道事業費用、営業費用、総係費において、対応にあたった職員の時間外手当として 32 万円増額するものであります。

また特別損失、災害による損失では、使用した給水袋の補充及び美幌町よりお借りして返却することとなっている給水袋 800 枚の費用として 160 万 1,000 円、現地対応の際にご協力いただきました民間企業への協力要請費として 67 万 2,000 円、また今回の対応にあたりまして、日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会で結んでおります災害応援協定に基づき、北見市及び美幌町へ応援要請を行いましたので、その実質負担経費額として 44 万円を増額補正するところであります。

なお、東日本設計株式会社及び株式会社清水建設におかれましては、今回の要請に要した費用の請求は行わないとのご回答をいただいております。

4 ページから 6 ページは貸借対照表です。

今回の補正により 4 ページ下から 6 行目の現金預金、6 ページの中ほどにあります当年度純利益がそれぞれ 303 万 3,000 円ずつ減少しております。

条文にお戻りいただきまして、第 3 条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費を 32 万円増額し、2,308 万 2,000 円とするものであります。

以上、承認第 12 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますよ

うよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 12 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎議案第 74 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 74 号 津別町議会議員及び津別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（丸尾達也君） ただいま上程となりました、議案第 74 号についてご説明いたします。

条例内容につきましては、資料によりご説明いたしますので、説明資料の 1 ページをご覧ください。

本条例の制定理由といたしまして公職選挙法の改正により、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大がなされたことから、町の選挙における立候補に係る環境の改善のため、当該選挙の選挙公営の対象とするものです。

条例の概要といたしましては、当該選挙に係る選挙運動用自動車の使用、選挙運動

用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に関する公費負担について定めるもの  
でございます。

以下、条例案を表にまとめておりますのでご覧ください。まず、第1条につきま  
しては趣旨規定となります。

第2条につきましては、選挙運動用自動車の公費負担について、上限及び対象とな  
る期間を定めるとともに、第2条ただし書きにおいて供託物が没収されない場合にお  
いて公費負担の対象となることを定めております。

資料の2ページをご覧ください。第3条では、公費負担を受ける場合に必要となる  
有償契約の締結について定めております。

第4条につきましては、選挙運動用自動車の各区分に応じて限度額を定めておりま  
す。

続きまして資料の4ページをご覧ください。第6条から第8条におきましては、選  
挙運動用ビラに関する公費負担契約の締結並びにビラの枚数及び単価について定めて  
おります。

資料の5ページをご覧ください。第9条から第11条におきましては選挙運動用ポ  
スターに関する公費負担及び契約の締結について定めるとともに、ポスターの単価につ  
きましては、法令に定める算式に基づく計算では、1枚当たりの単価が実情とかけ離  
れたものとなることから、過去の実績等を勘案し1枚当たりの単価を定めております。  
また、ポスターの枚数につきましてもポスター掲示場数を基本とし乗数を定めており  
ます。

第12条では、選挙管理委員会への委任について定めております。

最後に制定附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございま  
す。

それでは議案書にお戻りください。

ただいまご説明いたしました内容を条文化したものでございます。

以上、議案第74号の内容についてご説明いたしましたので、ご承認くださいますよ  
うよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。



(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第78号

○議長(鹿中順一君) 日程第6、議案第78号 津別町総合計画の策定と運用に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第7、議案第75号 津別町総合計画推進委員会設置条例の制定についてを会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第78号 津別町総合計画の策定と運用に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第7、議案75号 津別町総合計画推進委員会設置条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第78号から順次内容の説明を求めます。

加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐(加藤端陽君) ただいま上程となりました議案第78号についてご説明申し上げます。

説明資料 11 ページをご覧ください。このたびの改正につきましては、津別町第 6 次総合計画において決めました、年間のサイクルで評価をするもの、つまり計画の点検及び評価を行い、推進を図るためでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表をご覧ください。第 4 章計画の運用に第 13 条といたしまして総合計画の推進に係る項目を追加いたします。第 1 項で町長は、総合計画の実施状況について、毎年度点検及び評価を行い、その結果を公表するとし、第 2 項で、その結果は政策等の実行に反映するよう努めるものとしております。今まで条例に明確にうたわれていなかった評価、公表及び政策への反映について明文化するものでございます。

議案に戻っていただき、ただいま説明いたしました内容について改正条文としたものであります。

附則といたしまして、この条文は公布の日から施行するものであります。

引き続きまして議案第 75 号について説明申し上げます。

説明資料 6 ページ、7 ページになります。このたびの制定理由につきましては、先ほどご説明いたしました第 6 次総合計画の策定と運用に関する条例に追加いたしました 13 条の規定に基づき、取り組み状況の点検及び評価を行うためでございます。

条例概要につきましては、第 1 条で設置に関する規定をし、第 2 条では、委員会の所掌事務を規定しております。

第 3 条では委員の構成を定めており、一般公募に加え記載の各団体から推薦をいただいた 15 名以内で構成するものです。基本的には計画の策定に携わった方を想定しております。また、その任期は第 4 条でありますとおり 10 年の計画の中間年であります 5 年としております。

第 5 条では委員長、副委員長の選出方法と職務を規定し、第 6 条では会議の招集及び関係者の出席要求についてを規定しております。また 7 条では事務局は住民企画課に置くとしています。

議案に戻っていただきまして、ただいま説明いたしました内容を制定条文としたものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、改正及び制定の説明といたしますので、原案にご承認いただけますようよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） これは私、一般質問もした関係で、毎年の評価を上げるということに対しての条例改正に対しては大変賛成ではありますけれども、もう一つの推進委員会設置条例のほうで、委員の構成についてなのですが、もともとまちづくり運営協議会のメンバーがこの評価業務を受け持っていたのですが、まちづくり運営協議会の中心メンバーであります自治会連合会が、今回、この委員の構成の中に入っていないのですが、まちづくり運営協議会とは性格が異なるということで、これの評価業務を進めるのにふさわしい方を選んだという話にしても、やはり住民の代表組織で町と両輪だと言われている自治会連合会がなぜ入っていないのか、まず理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） 先ほど制定理由の中でもご説明したところだったので、町としては第6次総合計画の策定委員会に3部会ございましたけれども、そのメンバー、役場職員と一般町民との混成でなっておりますが、その中の一般町民の方を想定しているものでございます。議員おっしゃられている関係は、審議会の委員としては自治会連合会からも、また女性部からも入っているとおり、審議会はそのまま生きる組織ですので、今回はあくまで点検・評価をするための組織として策定に携わった人間が進捗状況も点検していくという形で制定をしたものでございますので、ご理解をよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） つくった方が評価するのは構わないと思うのですが、その計画を享受する方々もやはり評価に参加すべきではないかと思うのですが、その考え方が、ほかに、またそういうような評価の組織をつくるというのであれば別ですが、つくった人たちが自分たちのつくった計画がきちんと遂行されているかということの評価をすることはやぶさかではないと思いますけれども、この計画自体

が町民に対してどのように評価として受け止めるべきものも必要だと思います。そうした要素が含まれていないというのは、私としてはちょっと納得いきかねるのですが。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（森井研児君） 総合計画策定に携わってきた者としてお話をさせていただきますけども、まず議員から一般質問もいただいた際、その後、まだ策定途中でありましたので審議会の委員の皆様方にまず評価・点検、あと推進委員になっていただけることをご相談させていただきました。ただし、その中で、どちらかという年齢の高い方が中心であった、自治会連合会の会長さんもいらっしゃいました、女性部の方もいました。そういった点検評価については10年間であるので、我々よりも若い策定委員の、今回想定している方々に委ねたいと思うというたっのご希望をいただきました。ただ、それだけでは議員がおっしゃったように住民参加の方々の意見が届かないということもありますので、総合計画が改定も含めて想定されていますので、5年目もしくは改定も含めて、皆様方にも引き続き携わっていただきたいと、ですから点検評価の事務作業チーム的なものは策定推進委員の皆さんにお願いするのですが、最終的な太鼓判を押していただくというか、その最終点検の場では、策定審議委員の皆様方にも一枚かんでいただくということは確約をさせていただいているというところですので、ご理解いただければと思います。

○9番（佐藤久哉君） 了解しました。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに、議案第78号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 75 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第 76 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案 76 号 津別町病院施設整備基金条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました、議案第 76 号の内容の説明を申し上げます。

説明資料の 8 ページをご覧ください。このたびの条例制定の理由は、超高齢化社会を迎え、地域住民が安心して暮らせる津別町の医療体制の確保のため、町内の病院施設の整備に要する経費の財源に充てることを目的として基金条例を制定するものです。

条例概要は、基金条例の基本的な事項を定めるもので、条例案の表をご覧くださいればと思います。第 1 条の設置では、町内の病院施設として津別病院への支援とするものとしております。

第 2 条は、一般会計に積み立てること。

第 3 条は、基金の管理について、第 4 条につきましては、基金の運用益金の処理についてを定め、第 5 条の基金の処分は、設置目的のみ処分を行うものとしております。

第 6 条は繰替運用について、第 7 条は、その他について定めるものでございます。

附則については、年度内に積み立てる場合もあるため、公布の日からとするものでございます。

それでは議案書に戻っていただきまして、ただいま説明しました内容を条文としたものです。

以上、議案第76号の内容について説明を申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） このこと自体は、私は将来的なことを考えていいのではないかと考えております。

ただ、ちょっと教えていただきたいのが期間と金額、何年ぐらい先を見据えて、建て替えということでしょうかから何年ぐらいと考えていらっしゃるのかということと、これ当然、補助金その他の問題が出てくるかと思いますが、金額的には幾らぐらいを目指していらっしゃるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） 現在の中では、はっきりとしたことが申し上げられないのが実際のところですが。前回、まず第1回目の建て替えということで病院側、会社側と打ち合わせをはじめまして、津別町が今病院に期待するものというものを話させていただきました。

ただ、病院のほうといたしましても、経営が成り立たないことには建て替えというのも二の足を踏むところがありますので、両方が考える、どういう病院であつたらいいのかというのを、これからお互いに資料を持ち寄りながら、どのような病院を建て替えていけるのか、いけないのか、そういうことも含めて議論をしていく考えでございます。それで年度終わりぐらいには、ある程度の話が、まずこんな考えでいくというのをまず示されるのかなと。ただ、金額についても、どういうことでやっていけるのかということで最終的に病院も本当に建て替えるということにゴーサインが出るかと思っておりますので、今すぐにはちょっと金額等どのような期間で、ただ病院のほうもいろんな施設の老朽化が進んでおりますので、やはり、もし建て替えるのでしたら本当に何年も置いておけない状態なのかなというのがありますので、もう少しお時間をいただきまして、もう少し示せる、お話ができるようになったときには速やかに報

告したいなと考えております。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） わかりました。これからということだと思いますので、その点に関してはわかりました。今おっしゃっていたとおり部分、部分で老朽化が進んでいたりとか、建物自体が傷んでいたりとかということもあるかと思うのですが、そういうことで、例えば根本的に直すまでちょっと時間が例えばですけど10年ぐらい仮にかかるとして、さすがにそこまでは持たないというところで、そういうところでいったん使われたりとかそういうことはあるのかどうかだけ確認させていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 病院側と話した時に、院長と話したのですけれども、希望は、本当は院長としては、もう来年にでもというぐらい、それぐらいひどくなっているというか、壊れたらもうアウトというような状況、特にエレベーターなんかは、もう部品も何もないので、とまってしまったらもうそれっきり、そこに新しいものをセットすることはできるのですけれども、将来を考えたら、そこまでやるべきかという非常にきわどい状況にあるのが事実なのです。私としては、そんなに遠くないうちに来るかなと。ただ病院の規模やなんかはどれぐらいにしていくのかというような部分、話の中で例えばいちいの園さんも計画して、こちらに来た時は40ベッドぐらいを想定しているというお話をしていましたけど、その後また何か変わっているみたいですしけれども、仮に40床だとしたら12億から13億掛かるというお話をされていました。そんな話も院長に話したところ、同じく40床ぐらいだとしたら、ほかにあと機器的なものをいろいろ買わないといけないのですけれども、規模としては同じような感じになるのかなというようなことも話されていましたけれども、いずれにしてもオーナーの意向もありますので、そののところと、どれぐらいにしていくのかというのは、その担当のほうでしっかりと詰めていただいて、そしてどちらが支援という形でやるのか、こっちが建てて、あと指定管理でやっていただくのか、方法論もいろいろありますので、これは道の地域医療課とさまざまなことを協議しながら進めていくことになるかなと思っております。

あと金額的なものは正直どれぐらい積むかというのは、あればあったに越したことはないのですが、とりあえずは今年分についてはお認めいただければ3月で大体令和2年度の余ってくるお金というのがわかってきます、それをこれまでも公共施設に積み立てたりとか財調に積み立てたりとか分けてきたんですけども、その余りぐあいから一定の金額を積み立てしたいなというふうに思っているのと、もう一つは来年度当初予算で幾ら予算をとりあえず組むかということは、これから予算編成会議があるので、財政状況も見ながら一定の金額は当初予算にあげていきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第76号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第77号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、議案第77号 津別町表彰条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ただいま上程となりました、議案第77号についてご説明



申し上げます。

説明資料 10 ページをご覧ください。改正理由についてであります。現在は表彰後 10 年間を経過しなければ重ねて表彰できないため、他の種類の功労表彰であれば 10 年を経過せずに表彰できるようにするための改正であります。

改正内容ですが、第 5 条ただし書きを削除することにより 10 年に達しなくても表彰できることとしています。

議案にお戻り願います。ただいまご説明した内容を条文化したものであります。

附則といたしまして、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、議案第 77 号の内容の説明をいたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 77 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 79 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 79 号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ただいま上程となりました、議案第 79 号についてご説明申し上げます。

資料はありません。先に両委員会で町長、副町長から説明させていただきましたが、11 月 22 日からの水道の給水停止について、原因としては人的なミスによるものではありませんでしたが、いずれにしても多くの町民の皆様にご多大なご不便をおかけしたことを重く受け止め、町長の給料を 10%、副町長の給料を 5%、令和 3 年 1 月の 1 月分減額しようとするものであります。

改正内容としましては、附則の次に 1 項を加え、第 21 項として町長及び副町長の給料は第 3 条の規定にかかわらず令和 3 年 1 月の 1 月の間、同条に規定する給料月額にそれぞれ 100 分の 90 と 100 分の 95 を乗じて得た額を支給するものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、議案第 79 号の内容の説明をいたしましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 79 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 80 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 80 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました、議案第 80 号の内容の説明を申し上げます。

説明資料によりご説明いたしますので、12 ページをご覧ください。このたびの条例改正の理由につきましては、平成 30 年度税制改正により令和 3 年 1 月 1 日より個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険被保険者に係る所得等の算定方法の見直しが行われることになったものでございます。

改正は、軽減判定所得基準の引き上げにあわせた規定の整備であり、給与所得控除及び公的年金控除の 10 万円引き下げ、基礎控除の 10 万円引き上げが行われる影響によりまして国民健康保険税の負担水準に関して不利益等が生じないようにするため、また一定以上の給与所得者等が 2 人以上いる世帯が、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることを防ぐため、軽減判定の見直しを行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。第 23 条第 1 項では、基礎控除額相当分の基準額を現行の 33 万円から 43 万円に引き上げる。また、2 人以上一定額以上の所得がある給与所得者や年金所得者がいる世帯については、基準額を 10 万円引き上げるだけでは不利益が生じるため、世帯の一定額以上の所得がある人数から 1 を引いた数に 10 万円を乗じた額を加算する所要の調整を図るものでございます。

第 2 号は、先の 1 号が 7 割軽減で、第 2 号が 5 割軽減の判定基礎控除額を 10 万円引き上げる算定方法についてを記載し、第 3 号につきましては、2 割軽減の判定基準額を 10 万円引き上げる算定方法について改正を行うものでございます。

14 ページの附則第 2 項につきましては、公的年金等の所得に係る国民健康保険税の課税の特例で、公的年金等に係る 15 万円の特別控除後の 65 歳以上の者に係る軽減判定所得基準について、収入金額 110 万円とあるのを 125 万円となるよう読み替えるものであります。

それでは議案書に戻っていただきまして、ただいまご説明した内容を改正条文としたものです。

施行期日は公布の日から施行するものであり、第2項は改正後の第23条第1項及び附則第2項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険税に適用し、令和2年度以前の年度分の保険税については、なお従前の例によるものとするものです。

施行期日は、この条例は令和3年1月1日から施行するものです。適用区分について第2項につきまして改正後のものは令和3年度以降の年度分の保険税に適用し、令和2年度以前の年度分の保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第80号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） 一つ聞きたい点があるのですが、町のコロナ対策の中の保険料の減免の中に、ずっと下のほうに臨時特例の中に国民年金保険料の免除とかというのがありまして、進行形なんじゃないかと思えます。既に申請しているとか、していないとかあるのかなというふうに思いますが、最初この減免を聞いた時に漠然と自分の頭の中で考えたときに、例えば国民年金保険料を払っている人というのは、割と商業をやっている人が多かったでするので、給付金何かをもらっている人、私の売り上げが幾ら減ったらこういうのに該当しますよというのとイコールなのかなというふうに当初思ったのですけれども、ちょっと調べていくと、そうではないみたいなのですが、この制度に則って申請をされている人が現状どれぐらいいるのかというようなことがわかれば、お知らせを願いたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） 国民健康保険税のコロナ減免の関係ですか、国民年金のコロナ減免ですか。

○1番（篠原眞稚子さん） どこで聞こうかなと思っていて、今ずっとつながっているのですが、それぞれでこのところで内容、仕組みなどを教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） 国民年金の減免につきましては、それぞれ年金保険事務所のほうに申請しますので、ちょっと件数でどれだけ上がってきているかというのは戸籍係のほうで聞いておりませんので、ちょっとその情報は、もし後日わかりましたら報告したいと思います。

国保税の今の減免決定につきましては、申請は9件あったところ、今現在では令和元年度6件、令和2年度7件という数字となっております。

金額につきましては、令和元年度は今現在のところでは8万1,900円、令和2年度では81万1,100円、今のところの減免額の決定をしてきております。

○1番（篠原眞稚子さん） 細かいところは聞きに行きます。

わかりました。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第80号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第81号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第81号 津別町税外諸収入金の延滞金徴収条例及び津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議

題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ただいま上程となりました議案第81号についてご説明申し上げます。両条例とも同様の改正となりますので一括条例としております。

説明資料15ページから16ページになります。改正理由としましては、地方税法及び租税特別措置法の改正によるものであります。

改正内容としましては、津別町税外諸収入金の延滞金徴収条例においては、附則第3項、津別町後期高齢者医療に関する条例においては第3条第1項において特例基準割合を延滞金特例基準割合に名称変更し、その計算の前提となる割合を新たに平均貸付割合とするものです。

また、津別町税外諸収入金の延滞金徴収条例、附則4項、津別町後期高齢者医療に関する条例第3条第2項を新設し、前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において同項に規定する加算割合が年0.1%未満の割合であるときは0.1%の割合とするものであります。

議案にお戻り願います。ただいまご説明した内容を条文化したものです。

附則といたしまして、この条例は令和3年1月1日から施行するものとし、経過措置として改正後の津別町税外諸収入金の延滞金徴収条例、附則第3項及び第4項並びに津別町後期高齢者医療に関する条例、附則第3条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものとしております。

以上、議案第81号の内容について説明いたしましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 81 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 82 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 82 号 津別町一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（中橋正典君） ただいま上程となりました、議案第 82 号について説明申し上げます。

説明資料は 17 ページになります。1 の改正理由につきましては、令和 3 年 4 月から燃やすごみの処理が北見市の焼却施設に移行すること、また、新しい最終処分場が供用開始することに伴い、燃やすごみの直接搬入などの受け入れを行っている最上の津別町クリーンセンターは 3 月末日をもって閉鎖し、廃棄物処理施設を一般廃棄物最終処分場とリサイクルセンターに集約し、ゴミ処理を共和地区で完結できるようにするとともに、効率的に施設を管理していきたいという考えであります。

2 の改正の内容につきましては、新旧対照表に記載のとおり、施設の閉鎖に伴い第 2 条の表から津別町クリーンセンターを削除するものです。

議案書に戻っていただきたいと思えます。

ただいま説明いたしました内容について、改正条文としたものです。

附則といたしまして、この条例は令和 3 年 4 月 1 日からの施行となるものであります。

以上、議案第 82 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 82 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 83 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 83 号 津別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住企画課長補佐。

○住企画課長補佐（中橋正典君） ただいま上程となりました、議案第 83 号について説明申し上げます。

資料は 18 ページからになります。1 の改正理由につきましては、先ほどの議案第 82 号の改正内容と同様になりますが、令和 3 年 4 月から燃やすごみの処理が北見市の焼却施設に移行すること、新しい最終処分場が供用開始することに伴い改正するものです。

2 の条例の改正内容につきましては、新旧対照表に記載のとおり、資源ごみの文言



を資源物に統一するとともに、別表にあります手数料の区分や金額について直接搬入する燃やすごみは現在トラックスケールがないことから 19 ページ中段から 20 ページ上段にあります車の大きさとなっていますが、令和 3 年 4 月からは共和にあります既設のトラックスケールを使用できることから、20 ページ中段にありますごみの重量で手数料を精算することとしていきます。

議案書に戻っていただきたいと思います。

ただいま説明いたしました内容について、改正条文としたものです。

附則といたしまして、この条例は令和 3 年 4 月 1 日からの施行となるものであります。

以上、議案第 83 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

4 番、乃村吉春君。

○4 番（乃村吉春君） 愛玩動物の死体の関係なんですけど、これは、大きさは関係なく 1 頭につき 1,000 円という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 中橋住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（中橋正典君） 死体の大きさについては、大きさは関係ありません。猫であっても 1,000 円、例えばシカであっても 1,000 円ということで一律にしております。

○議長（鹿中順一君） 4 番、乃村吉春君。

○4 番（乃村吉春君） さっき聞けばよかったのですが、有害鳥獣駆除の関係でシカはここで処理できるという考え方でよろしいのですか。

○議長（鹿中順一君） 中橋住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（中橋正典君） シカの処理、主に有害駆除でシカが持ち込まれることが多いのですが、共和にある既存の施設で、ちょっと工夫しながらということとで試験的な運用になりますけども、共和で全部やりたいという考えでおります。

○議長（鹿中順一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第83号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時30分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

#### ◎議案第84号

○議長(鹿中順一君) 日程第15、議案第84号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐(齊藤尚幸君) ただいま上程となりました、議案第84号について説明させていただきます。

説明資料の21ページをご覧ください。今回の改正理由は、過去の関係政省令の改正による条ずれの改正漏れの対応と、本年度において実施した公営住宅の除却を反映さ

せるためのものです。

第 16 条は、公営住宅法施行規則の改正による条ずれの改正のため、省令第 8 条とありますのを省令第 7 条といたします。

また、第 38 条におきましては、公営住宅法施行令の改正に伴い政令第 11 条とありますのを政令第 12 条、第 38 条内では次ページにありますとおり政令第 11 条とありますものを政令第 12 条とさせていただきます。

なお、これらの改正は平成 29 年の関係政省令の改正があった際に行うべきものでありましたが、このたび誤りがあることがわかりましたので改正させていただくものであります。

続きまして別表 1（第 3 条関係）をご覧ください。こちらにつきましては、本年度活汲団地を 6 戸、高栄団地を 8 戸解体撤去することになりましたので、当条例をこれにあわせるものであります。

議案書にお戻りいただきまして、説明させていただきました内容の改正条文はこちらのとおりです。

附則によりまして、この条例は公布の日から施行とさせていただきますものであります。

以上、議案第 84 号の改正内容について説明を申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 84 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 85 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 85 号 津別町地域公共交通活性化協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川勝己君） ただいま上程となりました、議案第 85 号について説明を申し上げます。

資料 23 ページをお開きください。

このたびの条例改正の理由と内容につきましては、道路運送法に基づく協議会設置目的の根拠についての補足と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正によりまして、計画の名称変更、協議会所掌事務の項目を追加するものであります。

新旧対照表により説明をさせていただきます。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正となりまして、去る 11 月 27 日に施行となりましたが、この改正を受けまして第 1 条において計画の名称をこれまでの地域公共交通網形成計画から地域公共交通計画と変更し、あわせまして協議会の設置根拠に道路運送法に基づき地域における需要に応じた住民の生活に必要なバスの旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するという文言を加え、全文改正をするものであります。

また第 2 条におきましては、協議会の所掌事務を定めておりますが、第 4 号に計画に位置付けられた事業の分析及び評価に関することを追加するものであります。

議案にお戻りいただきまして、ただいまご説明いたしました内容について、改正文としたものでございます。

なお、附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第 85 号について説明を申し上げましたので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 85 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 86 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 86 号 津別町道路構造条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川勝己君） ただいま上程となりました、議案第 86 号について説明を申し上げます。

資料の 25 ページをお開きください。津別町道路構造条例の一部改正についてでございますけれども、今回の改正は、国の道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯に関する規定を津別町道路構造条例に新たに規定するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。第 2 条第 1 項第 15 号として自転車通行帯の定義を、次に、26 ページの下のほうになります。第 8 条の 2 として自転車通行帯の設置要件をそれぞれ新たに追加いたします。この追加に伴いまして、他の条項におきましてその他所要の改正を行っているものであります。

議案にお戻りください。ただいま説明したものを改正文としております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第 86 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 86 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 87 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 87 号 津別町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 87 号について説明させていただきます。

説明資料の 30 ページをご覧ください。こちらの条例につきましては、平成 29 年に地方自治法の改正があった際に、当条例においても条ずれの解消をすべきところでありましたが、今回、改正漏れがありましたことがわかりましたので改正させていただ

くものであります。

第8条にあります地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第4項は、243条の2の2第8項と改めさせていただきます。

議案書にお戻りいただきまして、説明させていただきました内容の改正条文はこちらのとおりです。

附則によりまして、この条例は公布の日から施行とさせていただきます。

以上、議案第87号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第87号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第88号

○議長(鹿中順一君) 日程第18、議案第88号 令和2年度津別町一般会計補正予算(第9号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長(森井研児君) ただいま上程となりました、議案第88号についてご

説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、大きく3点となります。1点目が11月26日開催の全員協議会で協議させていただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係るものです。

2点目としまして、事業完了等による精査。

3点目としまして、条例改正に伴う期末手当等の人件費の補正となっております。

はじめに、各科目にわたるものとしまして職員の人件費となりますが、期末手当の減額、標準報酬月額確定による共済費と退職手当組合負担金、扶養、住所変更等による補正を行っております。

一般会計全体では、期末手当で151万8,000円の減額、その他共済費等を含めた全体では131万円の減額となっております。

また、6月、9月補正に引き続き、新型コロナウイルスの感染症拡大防止等のため各種イベントや会議の中心などによる精査も行っております。この関連の減額につきましては、今回約800万円となっております。

給与費とコロナ対応による減額につきましては以上で説明を割愛させていただきます。

また、事業完了等による精査や軽微な補正の内容につきましても一部説明を割愛させていただきますので、ご了承願います。

補正予算の条文をご覧ください。第1条第1項において、歳入歳出予算にそれぞれ1億1,915万6,000円を追加し、補正後の予算増額を104億393万5,000円とするものであります。

第2項及び第2条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては歳出から説明いたしますので9ページから10ページをお開きください。

款1議会費、項1議会費、目1議会費の議員報酬等は議会広報常任委員会を新たに設置する議会委員会条例の改正に伴う委員長報酬の増額と期末手当の減額で8万4,000円の減額です。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の地域情報化経費は11ページから14



ページまでにわたります。情報通信施設等移設の支出見込みの増と、高台NHKテレビ中継局の電波障害対策に係る補償費で 165 万円の増額です。目 3 財政管理費は財政調整基金積立金で地方財政法の規定により前年度繰越金の確定による積み立てと、利息の積み立てで 7,001 万 6,000 円の増額です。公共施設等整備基金積立金は余剰金の積み立てで 8,211 万 7,000 円の増額です。項 2 地域振興費、目 1 企画総務費は 15 ページから 16 ページになります。企画調整事務経費でコロナ対応臨時交付金事業で女満別空港整備・利用促進協議会の支援負担金 60 万円の増額です。地域おこし協力隊事業は事業精査により 416 万 1,000 円の減額です。目 3 企画振興費は 17 ページから 18 ページになります。体験交流施設管理運営経費は施設の修繕費の増と事業完了による減額で 17 万 9,000 円の増額です。目 4 公共交通対策費は 19 ページから 20 ページにわたりますが、公共交通対策経費は地方バス生活路線北海道北見バスへの負担金の増等で 344 万 2,000 円の増額です。項 5 選挙費、目 2 町議会議員選挙費は 21 ページから 22 ページになります。町議会議員選挙経費は新たに設けられた選挙公営負担金で 330 万 3,000 円の増額です。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費は 25 ページから 26 ページになります。障害者総合支援事業経費は北見地域生活支援拠点等事業負担金 102 万 4,000 円について計上しておりましたが、次の地域生活支援事業経費に計上するべきものでありましたので、減額を行うものです。同じく地域生活支援事業経費は、今説明したとおり移動支援事業の今説明しました負担金の増額と移動支援事業の利用者増により 157 万 1,000 円の増額となっております。社会福祉管理経費は、コロナ対応臨時交付金事業でデイサービスセンターへの感染症対策支援給付金 50 万円の増額と臨時交付金事業の事業費確定による減で 15 万 2,000 円の増額です。国民健康保険特別会計繰出金は、保険基盤安定繰入金等の精査により 357 万 4,000 円の増額です。27 ページから 28 ページになります。介護保険事業特別会計繰出金は介護保険システム改修費の増及び給与費の減により 22 万 1,000 円の増額です。目 5 老人福祉費は 29 ページから 30 ページになります。介護サービス支援事業は、いちいの園に対する設備修繕補助で冷暖房設備や床暖房制御など大型の修繕が生じ 382 万 7,000 円の増額です。福祉療管理経費は草刈り費用増による流用元への補正で 11 万円の増。福祉寮運営経費は代替え寮母の欠員

による正規寮母の時間外手当の増で 17 万 3,000 円の増額です。目 8 後期高齢者医療経費は 31 ページから 32 ページになります。下段のほうです、後期高齢者医療広域連合市町村業務経費は、療養給付費の確定により 146 万 3,000 円の減額です。後期高齢者医療特別会計繰出金は、保険基盤安定分の繰入金等の精査により 197 万 5,000 円の減額です。項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費は 33 ページから 34 ページになります。子ども・子育て支援事業は、過年度事業超過交付返還金で 35 万 7,000 円の増額です。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費の地域医療維持助成事業は、コロナ対応臨時交付金事業で津別病院及び白木歯科への感染症対応支援給付金で 1,530 万円の増額です。目 3 環境衛生費は 35 ページから 36 ページになります。下水道事業特別会計繰出金は事業費精査により 408 万 9,000 円の減額です。簡易水道事業特別会計繰出金は給与費分 13 万 8,000 円の増額です。項 2 清掃費、目 1 塵芥処理費は 37 ページから 38 ページになります。リサイクル処理施設管理経費は、缶選別圧縮機購入の事業費確定等により 440 万 2,000 円の減額です。

款 6 農林業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費は 41 ページから 42 ページになります。農業新規参入支援対策事業は、農業新規参入者誘致条例に基づく補助で、新規認定予定 1 名分 500 万円の増額です。鳥獣被害防止総合対策事業は追加要望分の補助金の内示により 128 万円の増額です。目 4 振興事業費の国営農地再編整備事業推進事業は、区画整理に伴う恩根地区配水管移設工事の水道工事補償分 273 万円の増と事業費精査による減で 220 万 6,000 円の増額です。

款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費は 49 ページから 50 ページをご覧ください。商工振興補助金等は、起業等振興促進補助金の今後の支出見込みによる 210 万円の増額と、同補助金支出を一部流用により行ったため、流用元の小規模事業者若者雇用促進事業の 117 万 1,000 円の増額、コロナ対応臨時交付金事業の経営継続支援金給付事業の事業費確定による減額で、合計 1,022 万 9,000 円の減額です。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 1 道路橋梁総務費は 51 ページから 52 ページになります。建設機械管理経費はダンプ及びショベルの修繕の必要が生じたことにより 208 万 7,000 円の増額です。目 2 道路橋梁維持費の橋梁長寿命化修繕事業は 53 ページから 54 ページになります。社会資本整備総合交付金の状況により事業調整を行ったもので、

実績により 1,797 万 5,000 円の減額です。

款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 消防総務費は 55 ページから 56 ページになります。事務組合負担金は事業精査により 1,207 万 1,000 円の減額です。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費の教育委員会事務局経費は 57 ページから 58 ページになりますが、教育相談員の勤務日数の増に伴う人件費の増などで 66 万 4,000 円の増額です。津別高校振興対策事業は、生徒数確定に伴う関連補助金の精査で 166 万 7,000 円の減額です。項 3 中学校費、目 1 学校管理費の中学校施設管理経費は 63 ページから 64 ページをお開きください。校長室の応接セットの傷みが激しいことから更新を行うための増額と、コロナ対応臨時交付金事業の事業費確定による減で 25 万 7,000 円の増額です。項 4 社会教育費、目 3 会館管理費が 67 ページから 68 ページになります。公民館管理経費と町民会館管理経費はコロナ対応臨時交付金事業で加湿空気清浄機、エアコン等を購入することによる増額です。項 5 保健体育費、目 2 体育施設費のトレーニングセンター管理経費は 71 ページから 72 ページになります。同じくコロナ対応臨時交付金事業で加湿空気清浄機、エアコン等を購入することによる増額です。目 4 学校給食費は 73 ページから 74 ページになります。給食センター施設管理経費は、給食室の排水溝グレーチング改良修理等による 72 万 9,000 円の増額です。給食センター運営経費はコロナ対応臨時交付金事業でエアコンの購入と新年度からの給食費口座振替に対応するシステム導入負担金等で 59 万円の増額です。

款 12 公債費は 75 ページから 76 ページになります。長期債償還元金で利率見直しによる利率低下によりまして、元金部分の償還が総体的に増加し 5,000 円の増額です。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページにお戻りください。

款 1 町税、項 1 町民税。目 1 個人は、町民税の農業所得の増等により 2,646 万 5,000 円の増額です。項 2 固定資産税、目 1 固定資産税は日本郵政公社の民営化に係る承継特例の廃止等により 1,871 万 3,000 円の増額です。

款 9 地方特例交付金は、交付額の確定により 104 万円の増額です。

款 13 使用料及手数料は実績による精査で 72 万 4,000 円の減額です。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫支出金、目 1 総務費国庫補助金は、地方単独分である新

型新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で 4,589 万 4,000 円の増額。補助裏分である補助分新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、学校のトイレ等改修工事が補助裏交付金対象外となるため、地方単独分へ財源振り替えすることに伴い 2,188 万 6,000 円の減額です。その他の国庫支出金につきましては、実績見込みによる精査となっております。

款 15 道支出金、項 2 道補助金、目 4 農林業費道補助金は 5 ページから 6 ページになります。鳥獣被害防止総合対策事業は、補助金の追加交付により増額となります。新エネルギー設計支援事業は、木質バイオマスセンター設計事業の補助金交付決定に伴う増額です。その他の道支出金については実績見込みによる精査となっております。

款 16 財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及配当金は基金利子収入の見込みによる増減となっております。

款 18 繰入金、項 1 基金繰入金は事業費の精査及び対象事業費の繰り入れによる増減となっております。

款 19 繰越金は 7 ページから 8 ページになります。前年度繰越金の確定により 7,000 万円の増額です。

款 20 諸収入、項 5 雑入は事故共済金ほかで 78 万 3,000 円の増額です。

款 21 町債、項 1 町債は事業精査による減額となっております。

それでは補正予算の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま事項別明細書でご説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額及び予算総額となるものであります。

第 2 条は地方債補正で 2 枚めくっていただきまして、第 2 表のとおり事業精査による限度額の変更 5 件と廃止 1 件を行うもので、起債総額を 35 億 4,163 万 2,000 円とするものであります。

以上、議案第 88 号の内容についてご説明いたしましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 88 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 89 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 89 号 令和 2 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました議案第 89 号について内容の説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では主に事業精査による補正と、期末手当の率の改正による給与費の補正であり、歳入では保険税の精査、道支出金、保険基盤安定繰入金の精査と国保基金繰入金の追加を内容とする補正でございます。

補正予算の条文第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から 1,221 万 6,000 円を減額し、予算総額を 7 億 4,178 万 8,000 円とするものです。

それでは歳出からご説明申し上げますので 7 ページ、8 ページをご覧ください。

款 1、項 1、目 1 一般管理費の給与費の精査により 3 万 4,000 円を追加いたします。

款 2、項 1、目 1 療養費は事業精査により 779 万 7,000 円の減額、目 2 高額療養費は、医療費の必要額が下がったことにより高額療養費も 335 万 2,000 円の減額とする

ものです。

次のページ目 4 出産育児諸費は 10 名分の予算計上をしておりましたが、今現在の執行状況が 1 名ということですので、今後の見込みから 210 万円を減額するものでございます。

款 3、項 1、項 2、項 3 と款 6、項 2 は財源補正のみの補正でございます。

款 7、項 1、目 1 基金積立金は、前年度繰越金 36 万 6,460 円と基金利息の精査、そして 9 月に補正させていただいて償還としておりましたが、その道特別交付金特定健診分の超過分を積み立てし償還する財源にしておりますが、9 月に積み立てていなかったため、今回、補正予算計上するものでございます。

続いて歳入となります。3 ページ、4 ページにお戻りください。

款 1 国民健康保険税は賦課確定によるものとコロナ感染症の影響による減免の実績及び今後の見込みにより 648 万 1,000 円の減額となります。

款 2 道支出金、項 1、目 1 保険給付費等交付金は、事業精査により 1,145 万 9,000 円の減額となります。

款 3、項 1、目 1 利子及配当金は基金積立金利子の精査で 1,000 円の減額。

款 4、項 1、目 1 一般会計繰入金は、事業精査により保険基盤安定基金繰入金の軽減分、保険者支援分の増額、人件費施策分の増額補正となり、合わせて 357 万 4,000 円の追加です。

5 ページになりますが、項 2、目 1 国保基金繰入金は国保税減額により不足分として 83 万 9,000 円を追加するものでございます。

款 5 繰越金は、前年度繰越金の確定により 36 万 5,000 円を追加するものです。

款 7、項 1、目 1 災害等臨時特例補助金は、保険税のコロナ感染症の減免分の国費の補填分として 94 万 7,000 円を補正いたします。

それでは補正条文に戻っていただきまして、第 1 条、第 2 項におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに第 1 表で整理させていただいております。

以上、説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 89 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 90 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 21、議案第 90 号 令和 2 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(小野淳子さん) ただいま上程となりました、議案第 90 号について内容の説明を申し上げます。

補正の主な理由につきましては、歳出では後期高齢者医療システム改修負担金の増額と、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う減額で、歳入では後期高齢者保険料の当初賦課額の確定及び移動分精査、低所得者対策である保険基盤安定繰入金の額の確定による減額、前年度繰越金確定による増額であります。

補正条文第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から 303 万 3,000 円を減額し、予算の総額を 9,406 万 7,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので 5 ページ、6 ページをお開きください。

款 1、項 1、目 1 の一般管理費の総務一般事務経費で後期高齢者医療システム令和 2 年度の税制改正対応に伴う改修分として負担金 8 万 3,000 円の増額です。

款 2、項 2、目 1 の後期高齢者医療広域連合納付金におきましては、後期高齢者医療広域連合の事務費負担金の額の確定と、保険料等負担金で保険料見込み額精査と保険基盤安定負担金の額の確定による精査といたしまして 314 万 7,000 円の減額であります。

款 3、項 1、目 1 保険料還付金は、今後の見込みにより 3 万 1,000 円の増額です。

続きまして歳入です。款 1 後期高齢者医療保険料につきましては、当初、賦課額の確定により特別徴収で 73 万 5,000 円の増、普通徴収で 188 万 9,000 円の減額となります。

款 2、項 1、目 1 事務費繰入金は広域連合事務費負担金の確定と、事務費精査により 70 万円の減額、目 2 保険基盤安定繰入金につきましても額の確定により 127 万 5,000 円の減額となるものです。

款 3 繰越金は、前年度繰越金の確定で 4 万 9,000 円の追加となります。

次に、款 5、項 1、目 1 民生費国庫補助金では高齢者医療制度円滑運営事務費補助金、システム改修分といたしまして 1 万 6,000 円の補正を行うものです。

それでは補正条文に戻っていただきまして、第 1 条の第 2 項につきましては、それぞれの補正額を次の補正額を第 1 表として款項ごとに説明したものであります。

以上、説明申し上げましたのでご承認いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 90 号を採決します。



この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 91 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、議案第 91 号 令和 2 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 91 号についてご説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では主には人件費の精査、事業精査による増減であり、歳入では、これらに伴う道負担金、繰入金の増減額の補正であります。

補正の条文第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 135 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6 億 5,539 万 1,000 円とするものです。

第 2 条は後ほどご説明いたします。

それでは、歳出からご説明いたします。5 ページ、6 ページをお開きください。

款 1 総務費の項 1、目 1 一般管理費は、人件費の精査と介護報酬改定に伴うシステム改修による費用で 50 万 1,000 円の増額。

款 2 保険給付金と 9 ページになりますが款 3 地域支援事業費につきましては、それぞれ事業の精査による款内での増減の補正となります。

9 ページ、款 4 基金積立金、項 1、目 1 基金積立金は、前年度繰越分と介護給付費交付金追加交付分の積み立てで 281 万 2,000 円の増額。

款 5 諸支出金、項 1、目 2 国庫支出金等償還金は、当初、元年度介護給付費交付金の返還分として予算計上しておりましたが、追加交付の誤りであったため 195 万 9,000 円を減額しております。

続きまして歳入の説明になります。

3 ページ、4 ページにお戻りください。

ただいま説明いたしました歳出に係る国庫負担金、道負担金、基金繰入金の補正となっております。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金は、地域支援事業事務費繰り入れとしておりましたが、新型コロナウイルスの臨時交付金の財源となることから20万7,000円を科目変更としております。

それでは、補正条文に戻っていただきまして、第1条、第2項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を次のページの第1表で款項ごとに整理しております。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第91号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号

○議長（鹿中順一君） 日程第23、議案第92号 令和2年度津別町下水道事業特別会

計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第92号について説明させていただきます。

今回の補正の内容は、人件費の補正、前年度繰越金の精査並びに国庫補助事業であります社会資本整備総合交付金を利用してマンホールポンプ所の改築更新及び下水道管理センター電気計装設備更新工事を実施するための補正です。

第1条につきましては、歳入歳出それぞれ4,860万円を追加し、予算総額をそれぞれ6億1,082万円とするものでございます。

補正内容につきまして歳出から説明させていただきます。5ページ、6ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきまして、給与費を5万4,000円減額、前事業年度の消費税確定申告の結果により、総務管理経費の公課費を50万3,000円減額。

款2特環下水道費、項2下水道整備費、目1下水道整備費につきましては、管渠等施設整備事業（補助）の工事請負費について、マンホールポンプ所更新工事で1,107万7,000円、下水道管理センターの脱臭設備を更新するため電気計装設備更新工事として3,808万円の増額となっております。なお、工事請負費につきましては、令和3年度に明許繰越させていただき予定となっております。

3ページ、4ページをお開きください。歳入になります。更新工事に係る財源として款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金を2,647万円増額し、款7町債、項1町債、目1特環下水道債では2,647万円増額するものでございます。

先の議会で令和元年度の決算のご承認をいただきましたとおり、前年度繰越金として361万9,000円を増額し、一般会計からの繰り入れを408万9,000円増額するものであります。

最初の条文にお戻りいただきまして、第1条第2項の第1表につきましては、説明させていただきますましたものを、それぞれ款項の区分に整理したものであります。

第2条につきましては、第2表、地方債補正のとおり地方債の変更を整理したものであります。

以上、議案第92号の内容について説明させていただきましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第92号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第93号

○議長（鹿中順一君） 日程第24、議案第93号 令和2年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第93号について説明させていただきます。

補正の理由といたしましては、人件費の変更と恩根地区配水管移設工事に伴う補償費の確定となります。

第2条につきましては、収益的収入及び支出における収入の営業外収益を13万8,000

円追加して1億8,149万9,000円とし、支出の水道事業費用を1万6,000円追加し2億2,047万4,000円とするものであります。

また第3条につきましては、予算第4条に定めている当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金の額をそれぞれ括弧書きのとおり改め、資本的収入を869万円追加して2億5,615万6,000円とするものであります。

2ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出の部につきましては、水道事業費用、営業費用、総係費において手当、賞与引当金、繰入額の減額と法定福利費の追加により1万6,000円増額するものであります。

収入の部につきましては、一般会計からの繰り入れの対象としている職員の法定福利費等に相当する分として13万8,000円の追加です。

資本的収入につきましては、前事業年度から繰り越し事業でありました恩根地区配水管移設工事が完了し、工事負担金に相当する額が確定したことによる869万円の増額補正です。

3ページはキャッシュ・フロー計算書になります。今回の補正で当年度純利益が12万2,000円増額となりました。2の投資活動によるキャッシュ・フローについては収入、支出の増加が同額のため、実質的に変更がありませんので最下段の資金期末残高につきましては12万2,000円の増加となり3億9,211万2,000円となります。

4ページから6ページは貸借対照表です。今回の補正により、4ページの1固定資産のハ構築物と5ページの繰延収益の長期前受金が869万円増加しました。

また、4ページの現金預金と6ページの当年度純利益が、それぞれ12万2,000円増加しております。

条文にお戻りいただきまして、第4条につきましては議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費を1万6,000円追加し2,309万8,000円とするものであります。

第5条につきましては他会計からの繰入金及び補助金を職員給与費に充てるものとして13万8,000円を追加するものであります。

以上、議案第93号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 93 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第 5 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 25、発議第 5 号 津別町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

4 番、乃村吉春君。

○4 番（乃村吉春君）〔登壇〕 上程となりました発議第 5 号について内容の説明をいたします。

委員会条例の一部改正につきましては、特別委員会として設置している議会広報特別委員会を常任委員会化することについて、議会改革推進会議及び議員協議会において協議を重ねてきたところですが、本年 3 月 17 日開催の第 2 回議員協議会において、次期改選後から議会広報特別委員会を常任委員会とすることに決定したことから、委員会条例第 2 条に規定しております常任委員会に新たに議会広報常任委員会を追加しようとするものであります。

それでは、改正しようとする内容について、別紙資料の新旧対照表に基づき説明を

いたします。

第2条常任委員会の名称、委員の定数及び所管に、新たに第3号として議会広報常任委員会5人以内を追加し、所管につきましてはア議会広報に関する事項、イ議会ホームページに関する事項、ウ議会映像配信に関する事項を追加しようとするものであります。

第7条委員の選任の規定につきましては、「議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。」とされておりますが、「第2条第1号及び第2号に規定する常任委員会のいずれか一の常任委員となるものとする」と改めるものです。

第12条につきましては、議会広報常任委員会を追加することに伴い、常任委員を辞任することが可能となることから、常任委員を追加するものですが、第7条第4項において、「常任委員、議会運営委員及び特別委員」を「委員」と定義するため、第12条見出し中「、議会運営委員及び特別委員」を「及び委員」に、同条第2項本文中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改めるものです。

なお、附則といたしまして施行日の規定ですが、この条例は、次期改選後の令和3年3月1日から施行しようとするものであります。

以上、説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより発議第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎報告第14号

○議長（鹿中順一君） 日程第26、報告第14号 専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

暫時休憩をします。

休憩 午後 4時 23分

再開 午後 4時 25分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分について、報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 15 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 27、報告第 15 号 令和 2 年度定例監査の報告についてを議題とします。

監査委員から、令和 2 年度定例監査の報告書が提出されたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 16 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 28、報告第 16 号 複合庁舎建設等調査特別委員会報告書（最終）についてを議題とします。

複合庁舎建設等調査特別委員会から、複合庁舎建設等まちなか再生に関する審査の件について最終報告したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、複合庁舎建設等調査特別委員会の最終報告を受けることに決定しまし



た。

複合庁舎建設等調査特別委員会委員長の発言を許します。

9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 ただいま議長よりお許しをいただきましたので、複合庁舎建設等調査特別委員会の最終報告をさせていただきます。

本委員会は、平成29年第2回定例会において、事件名、複合庁舎建設等まちなか再生についてを調査するため設置され、調査の経過につきましては、これまで2回の中間報告を行ってきたところであります。今般、第2回中間報告後の調査状況を報告し、会議規則第77条の規定により最終の委員会報告とするものです。

委員会の開催日及び調査項目については、報告書の3ページから10ページに記載のとおりでありますが、延べ31回の委員会を開催し、理事者側から説明を受け、質疑を行いながら調査を行ってまいりました。

調査の結果につきましては、複合庁舎及び消防庁舎の建設に関する協議については、ほぼ終了したところでありますが、現在協議をしております複合商業施設等整備事業につきましては課題が多く、今後においても調査が必要な状況であります。

しかし、我々議員の任期の関係上、現在の特別委員会を継続することができませんので、最終の委員会報告とするものであります。

今後における協議の場としては、所管委員会あるいは全員協議会として、改選後も集中審議が求められる場合は、改めて特別委員会の設置についてご検討願いたいと思います。

最後になりますが、永きにわたり審議していただきました委員の皆さんに委員長として感謝を申し上げ、複合庁舎建設等調査特別委員会の最終の委員長報告といたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で、複合庁舎建設等調査特別委員会報告書（最終）についてを終わります。

#### ◎報告第17号

○議長（鹿中順一君） 日程第29、報告第17号 例月出納検査の報告についてを議題

とします。

監査委員から令和2年度8月分、9月分、10月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

暫時休憩をします。

休憩 午後 4時 30分

再開 午後 4時 31分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全て終了しました。

これで令和2年第9回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時 32分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員